

1. 教育委員会関係分

(1) 付託案件審査

①議案第46号 光市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

説 明：呉橋光学校給食センター所長兼大和学校給食センター所長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○加賀美委員

9月1日には、全て光学校給食センターと大和学校給食センターの職員並びに給食員の方々は、全てこちらの新しい学校給食センターのほうに移って執務をそこからそこでやると、それに従って今までの給食センターは一旦閉鎖すると、そういうふうな理解してよろしいのか、お尋ねします。

○委員長

加賀美委員、今御説明ありましたのは、学校設置条例の件でございます。その他のところでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○加賀美委員

いずれにしろ、条例をつくらとなったら、全てそういうふうを実施していくのかという確認だけです。

○委員長

じゃあ後ほどでいいですか。

○加賀美委員

つまり条例をつくったと同時にそういう形で実行部隊もそうするのかと、その確認です。

○委員長

よろしいですか。名称と位置だけの今条例の変更ということで御報告がございましたのですけれど。（発言する者あり）ですから、その他所管事務調査で聞いていただけたらと思ひます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第41号 平成26年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：蔵下教育総務課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○加賀美委員

先ほど学校給食センターの設置条例が一応でき上がったわけでございますけれども、これに伴う実行として、具体的に9月1日からはそこで作業をします。そして、その残った学校給食センターは、今までの使っていた学校給食センターは今後どうなっていくのか、そこらあたりについてわかる範囲で教えていただけたらと思います。

○呉橋光学校給食センター所長兼大和学校給食センター所長

それでは、新しい学校給食センターが9月1日から稼働開始することに伴う2カ所の旧センターはどうなるかという御質問だろうと思います。まず、大和の学校給食センター、光の学校給食センター、これは新しいセンターから対象校全てに給食を提供するようになりますので、閉鎖ということになります。

跡地の利用につきましては、何が有効なのか、何が一番効率的なのかということを考えながら検討している段階です。

○加賀美委員

わかりました。そうすると、その旧学校給食センターの管理所管は、今までの教育委員会から管財かどっか、そちらのほうに移管するようになるのかどうか。一般財産として管理していくのか、そこらあたりについては、今先ほどのお話では今後どのように使っていくかということを検討するということでもありますから、そこらあたりの方向性が出てから決まっていくと、そういうこと

であるのかどうかお尋ねしてみたいと思います。

○呉橋光学校給食センター所長兼大和学校給食センター所長

ただいま委員がおっしゃいましたとおりです。現在検討中というところです。

○加賀美委員

現在、光地区におきましては、小中、高等学校も含めて、学校用務員の方が働いておられるわけでありまして、学校用務員の待遇とか、そういった面は別にいたしまして、仕事の内容について差があるのではないかと。つまり、空いている時間は学校の樹木の剪定とか、あるいは草刈りとか、そういったことをやる方もいらっしゃるれば、一切そういうことをしないという方もいらっしゃる。一体学校用務員としてのあらまし仕事の内容についてわかれば教えていただきたいと思います。

○蔵下教育総務課長

学校用務員の仕事の内容ですが、まず、学校用務員につきましては、学校教育法施行規則の中で、学校用務員は学校の環境の整備、その他用務に従事すると規定されております。

本市におきましても、雇用時の伺いに事務内容等を明記しておるわけですが、ごみ等の整理、花壇の手入れなどの学校環境整備、それから、文書及び物品の発送、受領、簡単な事務作業の補助、設備、機材備品の整理補助、その他教育補助に関する業務ということで雇用しています。

○加賀美委員

花壇の整理とかいうのがあるわけですけど、全体的に樹木の伐採というか、剪定等の作業は別に用務員の業務の中に入っていないと。そこらあたりについては、どういう方々が学校にある樹木の剪定とかやってらっしゃるのか。民間のボランティアに頼っているのか、それとも、学校の職員がやっているのか、そこらあたりについてはどのような方向性を示されているかお尋ねしておきたいと思います。

○蔵下教育総務課長

先ほど学校用務員についての役割、仕事の内容を申し上げましたが、その中に、花壇の手入れなどの学校環境整備ということで、当然この中には、校内の学校環境整備でありますから、草刈りであるとか、そういったものも入ってこようと思います。一義的にはやはり学校でそういったものをしていただく。後

は地域の関係の方でボランティアであるとか、そういった方々もお願いといたしますか、やっけていただいているということもありますし、例えば、樹木の剪定などで、学校等では対応ができない部分につきましては、教育委員会で業者に委託して、剪定、消毒等を行っているという実態です。

○加賀美委員

了解いたしました。

○森戸委員

関連で給食センターについてお尋ねをいたします。

学校給食センターも9月1日から新しいのが供用開始ということなのですが、閉鎖するところの2カ所についてお尋ねをいたします。

まず、今年度の予算ちょっと確認していませんけれども、予算上は、半年分しか計上してないですか、2つの両方の、その辺ちょっと確認を。

○呉橋光学校給食センター所長兼大和学校給食センター所長

新しい学校給食センターが9月1日から供用開始されるということで、先ほど申し上げましたように、大和学校給食センター、光学校給食センターは閉鎖されるということで、一部は7月分までの予算、一部は8月末までの予算の計上をしているところです。

○森戸委員

わかりました。それで、閉鎖をします。経費はかかりません、何も、置いているだけで。

○呉橋光学校給食センター所長兼大和学校給食センター所長

我々はいろんなことを想定しながら考えたところ、閉鎖後は特に予算が必要なケースは生じないと考えています。

○森戸委員

お金の支出は、閉鎖したことで、両古い給食センター部分は1円もないと。例えば、持っているだけで保険料とかそういうものかかってくると思うのですが、けれども、そういうもの、維持管理も含めた部分ですか、後は下水なり、その辺の部分、光熱水費なり、その辺は1円もかからないということでもいいのですか。

○呉橋光学校給食センター所長兼大和学校給食センター所長

おっしゃるとおりです。保険を含めて下水道であるとか、水道料金であるとか、これはもうストップしますので、電気についてもストップしますので、これから予算というか、費用がかかるということはございません。

○森戸委員

お金かからないということで理解はいたしました。理解はいたしました、あれだけの広さと建物があるわけですから、早急に今後どうするかについては決めていただきたいなと思うのですが、いつぐらいまでにどうしたいとか、そういう目安みたいなものはあるのですか。

○呉橋光学校給食センター所長兼大和学校給食センター所長

先ほど保険を含めてというお話をさせていただいたのですが、一つ訂正ですが、保険については、教育費ではなくて、管財の予算で保険をかけておりますので、教育委員会としては、費用はかからないと理解していただけたらと思います。

それと、もう一点、施設を含めた跡地利用について御質問がございましたが、跡地利用をするにしても、予算がかかると思います。今年度の予算編成の時期までには、どう利用するか、どう施設を活用するか、そういうのを決定して、予算要求の時期に予算計上をしたいと考えております。

○森戸委員

わかりました。公共施設のマネジメントも、今から策定をされてくるわけですので、きちんとした形で、資産として活用できるように、その辺のところをしっかりと意識をしていただきたいと思います。

引き続き質問に入ります。今回、決算で、文化振興、体育振興が上がってまいりました。公益の財団法人の決算を見たのですけれども、文化振興のほうは、利用者が増加をそれぞれしてまいりましたけれども、スポーツ振興のほうは、利用者がこの3年で見て減っているという、特にスポーツ公園と大和が減少しております。そういった利用者減少に対してどのような指導を所管は行っているのか、その辺のところをお聞かせいただけたらと思います。

○龜山体育課長

委員さん仰せの光スポーツ公園、大和総合運動公園については、平成25年度の件数、使用者数は減少しております。これについては、これまでも増減がありますが、事業計画、またモニタリング、利用者アンケート、年度末の実績報

告の状況をもとに指定管理者と情報交換や協議を行いまして、利用者の増加、それから、施設の有効利用ということで協議を続けております。利用者数については、人口の減少や利用者の高齢化、利用グループの少数化、屋外については、雨の影響もありますけど、所管課としては、これまでと同様に、サービス向上と利用者の増加に向けて、引き続き、工夫、努力をしてくださいよと、指導というのは言葉がきついかもしれませんが、協議をしながら、前を向いてやっていただきたいということをお伝えしております。

○森戸委員

わかりました。人口減少とかグループの減少、天候とかそういうお話ございましたけれども、ほかの施設でも条件は全く同じだと思います。それは理由にならないと思いますし、もう3年その状況が続いていますので、いつもこういった回答だと思いますので、これ何回か聞いたと思いますけれども、3年連続でそういうふうな状況に陥っていますから、きちんとした対応をお願いしたいと思います。

次に、こども110番についてお尋ねをいたします。こども110番について、教育委員会として、どのように把握をして、また、働きかけというものは必要であれば設置をするとか、そういう働きかけはどのように行われているのかお願いをいたします。

○石丸学校教育課長

当初、こども110番の家は、370ぐらいの設置と聞いております。今、その後多少の増加とかいうのもあったようですが、大体年度当初に全ての学校ではないのですが、PTA等がこの校区のこども110番の家の状況の確認とか、あるいはお願い、こういったものを行っているように聞いております。また、年度の終わりにはお礼ということで、そんなことを学校によっては取り組んでいるというので、生徒指導上、学校のいろんな安全面で児童生徒に帰りに危険な状況が起こった場合には、このこども110番の家に入るようにということを指導しているということで、危ない状況が起こった場合には、1つの学校から、学校教育課に通報があった場合、近隣の学校には連絡をしておりますので、そういった形でその状況に応じた活用を指導しているところです。

○森戸委員

わかりました。毎年しっかり把握をされておられるということと、PRを子供たちも含めてやっているということですので理解をいたしました。

それと、子供たちの携帯電話等についてお尋ねをいたします。

小学生が持っているかどうかわかりませんが、スマートフォンの急速な普及で、子供にスマホやSNSをどう使わせるかが全国で課題になっております。犯罪の温床になっているということで、利用を制限する地域がある一方で、利用を積極的に学ばせようとする学校、地域もあります。

私の考えは、積極的に学ばせる、教育はする必要があるという考えではありますが、夜9時以降は利用を控えるとか、そういうことは必要かと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○石丸学校教育課長

まず、携帯電話でありますとか、スマートフォン、こういった情報機器の取り扱いについては、学校では、中学校は技術家庭でありますとか、あるいは情報モラル、こういった形で指導をしております。

小学校も今高学年あたりには、携帯教室とかこういった形で指導をしているところですよ。

ただ、低年齢化ということで、ここ最近、学校長にいろいろ確認しましたがけれども、小学校の低学年でも使うケースが出てきているということで、少し今小学校の場合、高学年が中心に行われていた指導ですが、中学年あるいは低学年も必要ではないかなと意見を聞いております。

それから、保護者への研修、この研修機会も充実させていく必要があるのではないかと聞いております。

○森戸委員

教育という点はわかりました。制限を含めた部分ではどういうふうにお考えでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

お尋ねのスマートフォン、SNS等の夜間利用についてですが、御承知のとおり、子供の情報教育の一環や電子機器への取り扱いというメリットと、あと危惧されておられる生活習慣の乱れ、いじめ等への発展もマスコミ等では聞いておるところです。

教育委員会といたしましても、大変その辺は危惧しております、夜9時以降ということになれば、やはり家庭教育の一環に入ると思います。

これにつきましては、PTAなどに教育委員会所管で行っております子育て学級等で、保護者への教育、啓発、このあたりは今後も取り組み、子供の健全育成のために実施していかなければならない内容かと認識しております。

○森戸委員

了解いたしました。スマホを見だすと相当の時間をやっているとしますので、その時間、本当に1冊の本でも読めばいいのにとというふうに思いますけれども、本当相当の時間を使っているのではないかと。将来的な学力も含めた部分で大丈夫かなという危惧をしておりますので、ぜひそういう制限することがいいことかどうかわかりませんが、ちゃんとそういうことを見つめるような運動になっていけばいいなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

もう一点、教育委員会制度についてお尋ねをしたいと思います。

改正地方教育行政法が6月の13日可決をして、来年4月から施行ということになります。改正法では、教育行政の責任を明確化するため、教育委員会に教育長と教育委員長を一本化をして、任期が3年の新教育長を置くということと、市長が、首長ですね。教育方針を教委と話し合う総合教育会議を地方自治体に設置するということが決まりました。移行措置としては、現在の教育長の任期が切れるまで旧体制での運用を認めております。現行制度では、教育委員長は教育委員の中から互選をされて、教育長は教育委員会が任命をいたします。改正法は、2つの役職を統合した任期3年の教育長を新設して、首長が議会の同意を経て直接任免できるようにするという流れです。一方で、教科書の採択や教員人事などの決定権は教育委員会に残すということになっております。

首長と教育委員で構成をする総合教育会議は、教育行政の重点政策やいじめ問題などについて協議をいたします。

首長は、この議論を踏まえて、少人数教育の推進や耐震化の目標を盛り込んだ大綱を定めて公表するということになっておりまして、同会議は、原則公開で、議事録の公開も努力義務というふうになっております。

そこで、まずお尋ねをいたしますが、改正による首長の役割は何なのか。どのように認識をしておられるのかお考えをお尋ねいたします。

○蔵下教育総務課長

このたびの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正ですが、6月13日に可決、成立したということです。

可決、成立したばかりですので、詳細な運用部分につきましては、これから7月から9月にかけて、文部科学省が全国をブロック別に分けて説明をすることを聞いておりますので、法律上の条文に沿ってお答えをさせていただきます。

御質問いただきました改正による首長の役割ですが、長の職務権限が、第22条に規定してあるわけですが、改正後におきましては、首長が招集する総合教育会議を設け、国の基本的な方針を参酌し、本市の教育、学術及び文化の振興

に関する総合的な施策の大綱を定めるとなっています。

それから、先ほど委員さんが申されたように、首長が議会の同意を得て教育長を直接任命、あるいは罷免することができるなど、任免責任も明確になっているということです。

○森戸委員

わかりました。首長が総合教育会議を招集するというごさいます、これ大きな変わった点だと思います。

じゃあ改正による教育委員会の役割は今後どうなるのか。その辺をちょっと明確にしておきたいと思います。

○蔵下教育総務課長

改正による教育委員会の役割です。こちらは、第21条に教育委員会の職務権限が書いてあるわけですが、法律上、教科書採択や教員人事など、教育委員会の職務権限は従来と変更はございません。組織上の教育長等は、教育の基本理念及び大綱に即してかつ児童生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して教育行政の運営に当たることとなるというのが条文にも記されております。

○森戸委員

了解いたしました。新教育長、新教育委員はどのように選出をされていく流れになるのでしょうか、光市では。

○蔵下教育総務課長

新教育長、新教育委員の選出ですが、教育委員長と教育長を一本化した新教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し、識見を有する者のうちから首長が議会の同意を得て任命すると規定しております。

教育委員は、現行と同様に、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見に有する者のうちから長が議会の同意を得て任命すると規定しております。

○森戸委員

いや、ですので、光市としては今後どのような流れでいくのか。

○蔵下教育総務課長

光市におきましても、今の状況の中で、新教育長あるいは新教育委員については、同様な形で任命していくということになります。

○森戸委員

ごめんなさい。聞き方が悪かったです。任期までは現行の体制でやるかどうか、その辺のところ確認です。

○蔵下教育総務課長

教育長につきましては、任期中においては、なお従前の例によるとされておりますので、現行の体制が続くと考えております。

ただ、この法律の一部改正の附則の中には、現行の部分を継続する部分とそうでない部分がございます。例えば、来年の4月からは、首長が招集する総合教育会議は開催ができますし、そのときにおいては、教育委員長、教育長も同席した総合教育会議というのが開催されることもあり得ます。ですから、法律に基づいて、旧法律が適用される部分とそうではない部分が分かれてきますので、当面混在したような形になりますが、それに沿って事務を進めていく形になるかと思えます。

○森戸委員

わかりました。ちょっとわかりましたと言いながらわかりにくいといいますが、2つの仕組みがそのまま残りながら進んでいくということですから、過渡期ですからしょうがないとは思いますが、じゃあ来年4月からその総合教育会議はもう設けることは決めているということですか。

○蔵下教育総務課長

法律上は、総合教育会議の部分については、来年の4月1日から施行になりますが、4月からすぐそういったものを設けるかどうかは未定ですし、先ほど委員さん申されましたように、首長が招集するというので、教育委員会が招集するわけではございませんので、その辺は関係所管とも詰めていく必要があるかと思えます。

○森戸委員

わかりました。今、教育委員会会議がございます。その辺もじゃあどうなるんですか、4月から。

○蔵下教育総務課長

教育委員会会議につきましては、現在教育委員会会議規則に基づいて開催しております。ですから、規則がございますので、引き続き、教育委員会会議も開

催することとなると考えますし、新たな法律に基づいた会議も必要性があれば開催していくという形になるのではないかと思います。

○森戸委員

そうすると、最終的な責任というか、権限というか、どういうふうになるのでしょうか。教育委員会会議、教育委員長さんがトップなわけですよね、一方では、その辺は4月以降はどうなるのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

4月以降につきましては、現行の教育長と教育委員長が残られるということで、教育委員会会議も、開催をしていくこととを考えています。そういったことの中で、新教育長につきましては、現状では、改正附則の中で旧教育長さんの任期満了までは、任命されないということになりますので、形とすれば、新教育長が任命されたときに、委員長も同日付で任期を終えるということが書いてございます。

○森戸委員

わかりました。新教育長が任命されてからの話でしょうから、その辺のところは今後に任せましょう。

教育が4年ごとに選ばれる首長によって大きく左右をされて、教育の政治的な中立、継続性、安定性が損われるという懸念があるのですが、その点についてはどのようにお考えになられるのでしょうか。私はその辺がちょっと危惧しているところです。

○蔵下教育総務課長

教育の政治的な中立、継続性、それから、安定性が損われる懸念があるのではないかという御質問でしたが、従来どおり、政治的中立性、継続性、安定性を確保するために、教育委員会は引き続き、地方自治法に定める合議制の執行機関としております。それから、先ほど申しましたとおり、教育委員会の職務権限も、法的には従来と同じでございます。ですから、懸念の部分は法律上確保されているものと考えております。

○森戸委員

了解をいたしました。今回の改正法では、首長の任命権に対するチェック機能、総合教育会議等、教育委員会会議の議事録作成及び公開は努力義務にとどめるなど、不十分に思えるんですが、その辺のところはどのようにお考えにな

られてますでしょうか。私は、以前にも、現状の教育委員会会議についても議事録を公開しなさいという質問を何度かさせていただいております。現状もそういうふうな状態ですから、その辺のところはどのように考えておられるのか。こういうことで、もっと開かれたものになるのか、その辺のところをお尋ねをいたします。

○蔵下教育総務課長

まず、首長の任命権に対するチェック機能の話がございました。それから、総合教育会議と教育委員会会議の議事録作成及び公開の努力義務のお話だったかと思います。

チェック機能ですが、これは従来からですが、議会の同意を得るということが大きなチェック機能になると考えております。それから、首長としましては、直接新教育長をみずからが任免するということですから、当然任免責任が発生するという部分が出てくるのではないかと思います。

それから、今回の法律改正で、議事録の作成、それから、公開の努力義務ですが、法律に明記をされたという部分ですけれども、委員さんおっしゃられるように、教育行政の透明性の確保というのは必要になってまいりますので、国もそこを受けて努力義務にされたと聞いていますし、ただ努力義務で義務づけをされなかったというのは、小規模の自治体では義務づけまではという中で努力規定にされたと聞いております。

本市の教育委員会会議についてですが、現状、議事録は作成をしておりますけれども、公開はいたしておりません。そういったことの中で、新たな法律が努力義務ということを明文化してきておりますので、ここで即答はできませんけれども、十分踏まえていく必要があるのではなかろうかと考えております。

○森戸委員

来年4月まで待たなくても、別に現状の教育委員会会議はできると思いますので、その辺はぜひ検討していただきたいと思います。もう一度お尋ねをします。

○蔵下教育総務課長

教育行政の透明性の確保と、公開性というのは必要になってまいりますし、そこは認識をしておるところですので、そこは前向きに検討してまいる必要がありますし、来年の4月以降からは、総合教育会議、それから、教育委員会会議についても、努力義務が課されるということになるわけですから、そこは認識をしていく必要があるのではなかろうかと考えております。

○森戸委員

了解をいたしました。この議事録の公開というのは、もうこれは当然だと思えますので、ぜひこの程度は別に法律が変わらなくても積極的にやっていただきたいと思えます。

それと、もう一点、以前、教育委員さんとか教育委員長の選出時に所見を開示にしないさいと。その開示したものをホームページにも載せてくださいよと、そういうことをお願いをいたしました。新制度になって、議会が同意する際に、所信を表明するような場をぜひ設けていただきたいと思えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○蔵下教育総務課長

議会が同意する際、所信表明をとということですが、所信表明は、新制度になりましたが、法律上は求めていませんし、現状の議会運営の中では、議場で所信表明の場は想定されておられません。ですから、法律上の規定に基づき、長が議会の同意を得て任命するという必要な行為を行っていくということになるのではなかろうかと思えます。

○森戸委員

いや、それは当然そうなんですけれども、考えがわからないんです、何を考えていらっしゃるのか、委員長さんにしても、委員さんにしても。それは、傍聴に行くか直接こちらにお招きをして御意見を聞くかでないと、どういうふうな考えを持っていらっしゃるのかというのがわかりませんので、首長でも議会で所信表明をしますし、議長選挙においても所信表明をします。これだけ権限が強くなっていくという流れですから、ぜひそういった程度は、所信表明ができないにしても、何らかの考え方がわかるような工夫が私は必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○蔵下教育総務課長

まず、一つは、議会が同意する際の所信表明ですが、議場への出席というのは、議会の審議に必要な説明のために議長から出席を求められたときは出席しなければならないということがございますので、こちらのほうから、所信表明のために議場に出向くということは想定されておられません。

それから、議場でない場所については、また別のお話になるかと思えますけれども、そこについては、現段階では御返答しかねます。

○森戸委員

ぜひなかなかやっぱりキャッチボールというのが必要だと思いますので、前も視察に行きました福岡の春日でございますけれども、春日も学校現場に出向いて意見公開もやりますし、議会と色々な意見交換もやりますし、ここでの所信表明はホームページなり、そういうところで何らかの考えの一端は開陳をしていただけるといいなと思います。議場にまでお越しいただくというのはなかなか難しい点もあれば、そういった工夫は是非していただきたいなと思います。

最後に1点お尋ねをいたします。現行での教育委員は5人というふうなことであって、会議も傍聴をいたしました。なかなか議論が活発であるというふうには思えませんでした。改正によって首長の権限が強くなって、独裁とまでは言いませんけれども、そこのところをちょっと懸念しております。教育委員さんをもう少しふやしていくということは考えられないのでしょうか。

○蔵下教育総務課長

法律が改正され新制度になります。法律上は、教育委員会は原則教育長及び4人の委員をもって組織すると規定しております。ですから、合わせれば5人という形になります。ただ、委員さん申されたように、条例の定めるところによって委員数は変更することはできますが、現状は原則法律の規定に基づいて5名という形で運営しているということです。

○森戸委員

私としては、権限も強くなって、もっと親の世代、保護者世代をふやしていく必要があるのかなど。委員さんをふやしていくことが暴走をストップさせていくというような抑止力になっていくと思いますので、ぜひ御検討していただけたらと思います。

○中本委員

今回、給食センターの設置条例が、改正の変更が出てまいりました。現状、給食センターの進捗状況と9月のオープンに向けてのスケジュールが判ればお示しいただきたいと思います。

○呉橋学校給食

新たな学校給食センターの進捗状況ですが、現在、外壁工事が終了し、足場が撤去された状態です。今後は内装仕上げなどを行い7月の中旬には厨房機器の搬入が予定されています。このスケジュールでは7月末には施設が完成する

予定になっています。心配されているのは、工事が遅れるのではないかということをおっしゃっているのだらうと思いますが、これにつきましては3月時点で工程計画見直しまして、7月末までには間に合うという結論に達しているところです。

○中本委員

わかりました。順調に工事が進んで、9月のオープンには十分間に合うということですので安心をいたしております。

それからもう1つ、繰越明許費で耐震化についてお示しをされました。いち早く26年度耐震化が100%ということで、非常に私ども喜んでおるところであります。小中の繰越明許について、現状はどういう状況かお聞きします。

○蔵下教育総務課長

学校耐震化工事の繰越明許の現在の状況ですが、昨年度から繰り越した学校耐震化工事につきましては、室積小学校、浅江小学校、岩田小学校、島田小学校、島田中学校の5棟です。

現在、工事に向けて入札業務の準備中でありまして、順調にいけば業者選定を7月の初旬ごろには決定ができ、夏休みに入って工事着工という形になるかと思っております。おおむね工事期間は半年程度ということになりますので、年度内の完工目指して諸準備を進めてまいりたいと思っております。

○中本委員

26年度内の完成を目指すということですので、順調にされておるといふことで安心をいたしております。

今後はまた改めて、非構造部材の耐震化に取り組むということですので、非常に非構造部材というのは学校施設内にたくさんいろんなものがあるというふうに思っておりますので、調査点検をし、早くそれに取り組むようお願いをいたしまして終わります。

○森重委員

新市誕生10周年、いよいよ今後夏から秋に向かって各種いろんな行事等が本番を迎えてまいりますので、ちょっとそのあたりの質問を3点ほどさせていただきます。

まず1点でございますけども、「伊藤公に続け！！ひかり夢大使”事業」ですけども、先般の一般質問の御回答では5月中旬に実際に学校教育課の方が2名ロンドンに赴かれまして、いろいろ事前の打ち合わせをされたと。

そしてその結果、非常に興味深いと思うのですが、伊藤公が留学したロンドン大学において大学生等と交流をして、光市のコミュニティスクールとイギリスのシチズンシップ教育について、相互に話し合う機会を設定したいと考えておりますという御答弁もございました。

光市も本年度、全校によるコミュニティ・スクールをスタートしております、またこのシチズンシップ教育も市民性とかいろいろちょっと勉強させていただきましたが、参加型民主主義を理解実践するためのいろんな必要な知識、スキル等いろいろちょっと勉強させていただきましたけども、そういう意味で非常に内容的にも大変充実した体験交流といえますか、留学になるんじゃないかと思っておりますので、そのあたりを少し、ちょっと詳しくお聞きできればと思います。

○石丸学校教育課長

教育長が本会議でも答弁いたしましたように、このロンドンでのプログラムの中で1つ非常に重要なプログラムとして、ロンドン大学での交流というのを位置づけております。その中で、イギリスはシチズンシップ教育については2002年ぐらいから始めておまして、非常にある意味先進国です。

ロンドン大学での交流の中で、一つはロンドン大学の学生等からイギリスのシチズンシップ教育について少し説明を受けるということを考えております。

それから、こちらのからは光市のコミュニティスクールで各中学校が行っておりますさまざまな取り組みがございます。これをプレゼンするというふうなことを考えておまして、今調整中なのは向こうも可能であれば中学生ぐらいの世代を集めて、その内容については意見交換ができればいいなど。

ただ英語ということになりますので、通訳を介しての話になるかと思っておりますが、そのあたりのことは今調整中です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森重委員

ありがとうございました。今ちょっとお答えをいただきましたけれども、国内でもこのシチズンシップ教育について、今後の社会性とかまた国のあり方とか、現代の子供たちのいろいろ補っていかなければいけない傾向性とかそういうものを踏まえまして、こういうシチズンシップ教育を導入している自治体も国内にもございます。

そういう意味で、ぜひ今回のこの留学の体験学習でいち早くそのような、現地でそういう意見交換をされるということで、非常にこれは大きなものになる

んではないかなというふうに思っております。

議会もそうですけども、今後の地方自治とか分権自治とか言われますけども、そういう中で今コミュニティスクールもやはり学校教育だけのいろんな諸問題ではなくて、やはり地域を巻き込んだいろんな教育とそういうものが見直される時代になってまいりまして、非常に今回光市のコミュニティスクールとイギリスのシチズンシップ教育についてお互いに話し合うということが、やはりとても大きな教育の一環になるのではないかとというふうに大きく期待をしておりますので、今回参加できますのは一部の恵まれたメンバーですけども、その子たちの持って帰るものが、また学んできたものが市内全域の小中学生に共有できるようなものになるような工夫をまた是非していただきたいということをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

あと2点伺います。伊藤公資料館企画展ですけども、9月から11月に73万4,000円の予算が上がっております。この企画展どのようなものをされるのか、(テン)にちなんでされるということでしたので。

それともう1点、ひかりの水、前回の委員会でもちょっといろいろ審議がありましたけども、このひかりの水も5,850本ぐらいが年内に使い切るということで、多分10周年という印字が入っているのかどうかわかりませんが、これがやはりいろいろ今から行事やイベント等での大きなこれも力になってくるんじゃないかと思っておりますので、そのラベルですかね、ラベル等もどのような状況であるのか、そのあたりをちょっとお聞きできたらと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

それでは、新市誕生10周年記念事業のうち、伊藤公資料館の企画展について御質問をいただきました。

おおせのとおり、本年度は新市誕生10周年でございますので、資料館におきましても10をテーマとして、10にまつわる数字や漢字のフレーズなどをキーワードに、伊藤公の生涯に触れるような企画展にしたいと考えております。

具体的には、伊藤公の父、林十蔵の十とか、伊藤公の住居とか伊藤公の什器、家具、伊藤公の重要任務、こういったところにちなんで企画展を考えておりますが、まだ現在調査研究中、資料を解読している状況です。何かお客さんに郷土の歴史、伊藤公のPRにつながるもの、どういうものか、これから工夫をしてまいりたいと考えておりますので、今お答えできるのはこの程度です。

それと、もう1点のひかりの水、伊藤公ラベルの製造事業についてです。

これは先般の委員会でも御質問いただいたところですが、10周年を記念いたしまして伊藤博文公をイメージし、光のおいしい水と郷土の偉人である伊藤博文公をPRしようということで、教育委員会と水道局との共同事業で取り組んで

おるところです。

ラベルデザインにつきましては、先般市内の中学校に通学する生徒の皆さんに応募依頼いたしましたところ、49点の作品の応募がございました。内部審査を行いまして、10周年記念事業市民実行委員会の皆さんに御協力いただきまして御協議いただき、推薦をいただいたものを市で決定したところです。

現在の進捗状況ですけれども、今ラベル製造メーカーに原画を渡して依頼をしており、それを水道局が水を来月ぐらいに持って行ってポトリングするという手はずで現在考えております。

また活用方法について御質問いただきましたが、当方が今考えておりますのが新市誕生10周年の記念式典や、自然敬愛サミット、森・滝・渚サミットですけれども、あと藤公の里マラソン大会、ひかり“夢大使”事業、伊藤公英語スピーチコンテスト、その他先ほど申しました企画展等に御来館いただいた皆様に記念品として贈呈したいと考えており、5,850本を作成予定としております。

○森重委員

企画展のほうはしっかり、今いろいろ展お聞きしましたけれども、興味が持てるような楽しい企画展にしっかり、前評判になるような事前のやはりPRが必要かなというふうに思いますので、それはぜひいいものにしていただきたいというふうに思います。

また、ひかりの水ですけれども、これは今もう49点の応募があったということで決定しているみたいですが、それラベルそのものは見せるものがあるのですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

再度の御質問ですが、既にデザインは決定して製造メーカーへ今現在注文しております。

また、当方も原画はないのですが、これのデザインの原画を注文しております。また、公表につきましては製品が完成いたしました後にマスコミとか生徒さん等呼びまして発表したいと考えております。

○森重委員

わかりました。伊藤博文公がこうあるのかと思って、そうじゃなくて全体的に記念館と何かその円の中に伊藤博文さんがいらっしゃるというふうな感じなのですね。わかりました。

でも、これはやはり10周年の記念に5,000本、年間で配りきれるということで、一つは大きな記念にもなると思いますので、こういうものをうまく、やはりも

らってうれしいものと思いますので活用して、やっば全体的なものを盛り上げていただきたいというふうに思います。

また、今ちょっと言われましたけども、この水は光の母なる島田川の伏流水はロンドンにも持っていかれるということですかね。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

現在の活用方法予定ですが、ロンドンにも何本か持っていけたらと考えておりますが、ただ水ですので重たいものですので、どういうふうに郵送するか課題と認識しております。

○森重委員

ペットボトルということで爆弾の、何かそういう加工ができるということではちょっと問題になるかもしれませんが、別に何本まとめて郵送するには問題ないのではないかとこのように思います。余り関係ないことですが、ぜひこのお水もしっかり10周年の記念事業に盛り上げるための助成品としてしっかり活用していただきたいというふうに思います。

○磯部委員

何点か質問させていただきたいと思います。先ほどから携帯とかスマホとか、いろんなこともありましたけれども、逆に今IT社会の中で光市では電子黒板なんかも早くから導入されて、私も授業見に行ったときあるのですが非常に楽しい、子供たちも集中して授業をやられている、その先生の力量もあったと思うんですけども、理科なんかも積極的にそういうことを使われているということで、私たちもまたいろんなところでそういうものも見たいかなきゃいけないかなとは思っているのですが、逆に今シチズンシップ教育、要するに自分の自己主張、そしていろんな意見、ディベート、そういうものも取り組んでいっちゃると思うんですけども、反転授業というところでiPad、ITを駆使して自宅できちんと予習をしてそしてそれを授業の中で、一方的に先生が教えるというよりもグループワークでしっかりと学んでまたそれを復習していく、非常にいい効果も出ているというふうな状況もありますが、光は学力も向上してある意味さらにこういうことも、いいものであればいろんな意味で、授業の受け入れもですけれども逆にそういったディベートとかチームワークでそれ発表したりそういうものにも役立てて、私は可能性が非常にあるのではないかなというふうに思っております。

しかしながらこれお金もかかる場所なので、私は教育にはしっかりと可能性を持ったものを取り組んでいただきたいなというふうに思っておりますが、

このあたりのことについてお考え、今後の導入に当たってのお考えがあればお聞かせをいただきたいなというふうに思っております。

○石丸学校教育課長

委員今おっしゃいました反転授業につきましては、家庭学習のほうで予習というか、基礎的基本的な学習内容とかスキルをある程度予習して、学校のほうではそういう身に着けたものをもとにしていろいろ議論をしたりとか、課題解決図っていくという考え方です。これを進めていくためには、一つは家庭学習をどのような形で進めていくかということは大きな課題になるかと思えます。

現状で、いま光市では家庭学習非常に力を入れておりまして、いろんな家庭学習のやり方であるとかそういったものも、学校はかなりマニュアル的なものもつくって指導しております。

問題、議員が今おっしゃいましたように反転授業の場合はさまざまな教育機器を使って家庭学習の中身を充実させていこうという考え方がございます。当然その機器にお金がかかるという部分と、それからまたある程度その家庭学習を保護者がサポートしていかなければいけないというふうなこともあります。そうしますと家庭の状況によっては格差が生じる可能性もあるということで、そのあたりのことを一つは今後念頭に置きながら、その反転学習のメリットデメリットについて検討していく必要があるということが一つございます。

それから、もう1つタブレット等のICTの活用につきましては、現状でも電子黒板等活用しているところがございますが、タブレットにつきましては今教員が使っているケースが多く見受けられます。

これにつきましては、今年度は教育開発研究所の部会の中でこのタブレット等を活用した、ICTを活用した授業のさらなるいろんな可能性につきまして研究を進めていく予定にしております。

特にコミュニケーション能力ということで、主には英語、外国語活動、このあたりを中心に進めて検証していきたいと考えております。

○磯部委員

光市は、先進的に本当に今できることをもうしっかりと取り組んでらっしゃるということで、部会のほうで今年度こういうこともやられるということで、しっかりと結果が出せるようお願いをしておきたいと思えます。

またモラル教育も含めて、やっぱりそういうものも含めてこのあたり部会のほうでも勉強されていると思えますので、メリットデメリットも含めてそういうものもこういうものに活用できるのではないかなあと思っておりますので、しっかりと前向きに検討いただきたいなというふうに思っております。

また今、私も気になっていることがあります。教科書の公開、来年度に向けての教科書を何点か見に行かせていただいたのですが、今どうしても子供たちの性差、以前から私質問の中でも性差というものに対する、男らしさ女らしさ非常に、平等という言葉が私は余りどうなのかなというふうな意見を持っておる1人の人間として、やはり性差というものをきちんと大切にしたい区別教育というか、差別ではなくて区別したそのよさ、男性のよさ女性のよさ、そういうものをきっちり学ぶ必要があるのではないかなというふうに思っているところがありました。

その中で、この教科書の性教育の部分、保健体育の部分で、非常に差があるという情報もありましたのでそのあたりをちょっと見させていただいたのですが、中学生小学生の部分で、特に小学生の部分であると個人差とか、都会とは違いますのでそのあたりは先生が柔軟に対応した取り組みをなさっていると思うのですが、高校、中学生ぐらいになるとやはり非常にこのあたりが微妙な部分もあると思いますので、そのあたりの保健体育だけではないのですが、その部分、非常にかなり差があるなと認識いたしました。

教科書の採択に対する決定までのプロセスと選択のポイント、光市単独で決めるわけではないと思いますのでそのあたりのことも含めて、お聞かせいただけたらなと思っております。

○弘実学校教育課主幹

お尋ねの教科書採択について御説明させていただきます。義務教育で使える教科書につきましては、いわゆる教科書の無償措置法を中心に採択等にかかわる様々な規則が決められております。

大まかに御説明いたしますと、まず1年目に発行者である教科書会社で教科書の編集が行われることになっております。発行者のほうで編集しました教科書について、次の年に文部科学省で検定を行います。今年小学校がその年に当たっているのですが、3年目に採択権者は教育委員会になりますので教育委員会が採択のほうを行う。そして、4年目に新しい教科書が使われるという4年サイクルの流れになっております。

それぞれの教科書の採択に当たりましては、十分な研究調査をもとに採択を行うということになっておりますので、まず県のほうで県全体から研究調査員が選ばれて、県がつくる資料というものが作成されるようになります。

それをもとに、各市町の教育委員会のほうでまた十分に教科書研究を行うわけですが、これは各教科の高い専門性が要求されることから、光市におきましては光市、下松市、周南市の3市の合同で調査研究を行っております。その調査研究をもとに、光市の教科書の選定の協議会が行われますのでそこで

十分検討をいたしまして、9月までに教育委員会において採択を決めるという流れになっております。

教科書の採択につきましては、8月31日までに行うこととなっており、静謐な環境の中で公正公平に行われる必要がありますことから、9月1日にはこの教科書にかかわる資料ですとか研究調査を行われた研究調査員のお名前ですとかそういったものが公開されるようになっておりますけれども、現在採択期間中ですので具体的な調査項目等の公表については、この場では差し控えさせていただきます。と思っております。

○磯部委員

ひとつだけを取り上げて云々かんぬん言うつもりは全くないのですけれども、非常にそういう厳選された中で、きちんとした教書が採択されているということに改めて再確認をいたしました。

その中で、ポイントとしてはその専門的な方の知識のもとでどこがいいかということできちんと選択されて、光、下松、周南市と、そして光市の協議会の中できちんとまたそれが採択されるということで十分安心はいたしましたけれども、非常に教科書によって、特に保健体育のそのあたりのリアルな部分と、全くさらりと受け流している教科書、これだけ差があるのかなあというのを私、本当に自分の目で見てびっくりしたんですけれども、先生方もこれを採択されて性教育に当たって、本当に微妙なところですから御苦労されてらっしゃるんじゃないかなというふうに思っております。

情報の時代ですから、授業以外のところでもいろいろな情報が氾濫されている中で、やっぱり思春期の子供たちのそのあたりの指導というのは非常に御苦労がおりかと思っておりますので、私たちもこれからもこの教科書選択に当たっては、しっかりとその状況を見ていかなきゃいけないのかなというふうに非常に感じました。

昔と比べて非常にわかりやすい教科書になっているのでうらやましいなというふうなことも感じておりますが、御苦労があるということで再確認をさせていただきました。ありがとうございました。

それから、少し子供子育て新制度が来年変わるという中で、一般質問の中でも少し若干触れさせて、大卒のところでの質問をさせていただいたのですけれども、行政のほうも保護者のほうも、そして現場のほうもそれぞれにいろんな思いで一生懸命やられていることは十分理解しているつもりなのですが、今の体制づくりからやはり現場の責任的な役割、今はもう雇われた方がいろんな事情があったにしろ突発的にいろんな事故やいろんな問題があったとしても、やっぱり現場で全て解決できるようなそういう体制づくりというのが非常にでき

ていないのかな。

もうその場で一生懸命学校との連携ができているところとそうではないところ、いろいろあると思うのですけれども、役所に電話をしてどうしたらいいかというそういう話ではないと思いますので、そのあたりの体制づくりは今年度中にきちんと協議されて、体制づくりだけでも責任の明確にされたそういう、体制づくりからでも私はやるべきではないかなというふうに思っております。

制度改正から5年間経過措置がありますので、そのあたりでしっかりと光市らしい、留守家庭児童教室がどうあるべきか、このあたりを協議なさっていかれると思うのですけれども、まずはこの責任のある体制づくり、免許があろうとなかろうと、金額には若干の差はありますけれども、このあたりの考え方、検討として所管だけの問題ではないと思うのですけれども、光市がどういうふうな留守家庭児童教育にしたいのかということをやはりきちんと考えるべきではないか、そういう時期ではないかなと思っているんですが、現場もよく御存じであると思いますのでそのあたりの御回答を、濟いませぬお知らせいただきたいと思ひます。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

留守家庭児童教室につきまして、制度の改正に伴う変更や今後の計画についての御質問とお受けしました。

御承知のとおり、来年の4月1日に向け、制度、条例改正、条例制定を含め現在鋭意事務処理作業を進めているところです。

平素より指導員につきましては、今委員言われたように保育士、教員免許を有している者の採用には努めておりますが、そのほか保育に熱心であるものとうう資格要件を問わない職員の採用もしているところです。

また平素から職員の資質の向上につきましては、定期的に全体研修を初め県主催や他の機関が主催されるとうへ職員を派遣して研修受けさせたりとかしておりますし、教育委員会囑託職員が定期的に市内のサンホームを巡回いたしまして、学校との連携、個々の問題についての対応等の指導助言を行っているところです。

こうしたことから、児童の健全育成とううことでサンホームの職員が一致団結して問題処理に当たる体制づくりには努めているところですが、職員自体は全員パート職員を採用してあります。

委員御提案の職員の配置ですけれども、今度どのううな職員を配置していくか、もちろん指導力の強化とか管理体制の強化、学校との連携強化、この辺は当方ももちろん望むところではございますが、今後サンホーム職員の県の研修制度とうがどうなっていくのか、また近隣の他市町村が今後どのううにこれに取り組

んでいくのか、県がどのような指導をしてくるのか、このあたりはまだ注視していかなければならない現状でございますので、そのあたりを踏まえまして今後検討してまいりたいと考えております。

○磯部委員

なかなか明確な御解答は今の段階では難しいと思いますけれども、とりあえず、とりあえずという言葉はちょっと語弊がありますけれども、やはり今の体制では非常に責任の所在が不明確であるというのは、もうどなたも理解してくださっていることと思っております。

やはり雇用の形態、今後5年間の経過措置の中で、安定した雇用というのは絶対に必要になってくるのではないかなというふうに思っております。それは、別に湯水のようにお金があるわけではありませんから、子供たちを見守るという中では子守りという認識では決してここは見過ごせない現場ではないかなと思っておりますので、半年半年の契約更新、今のような状況ではいい人もやはり疲弊してやめてしまったり、本当に人を育てる、人材育成という視点からも、子供のためにどういう体制がいいのか、責任ある安定した雇用体制、近隣の下松市なんかもさっそくいろんな状況も動きが出ております。

県の研修体制も今示されておると思しますのでね、このあたりのことも十分に検討いただきまして、新年度には少しでもこの体制がまずできていること、学校との連携はもう強固なものにしていただきたいな、学校の先生方のお仕事が増えるのではなくて、一緒になってできるような何かそこには工夫が必要なのではないかなというふうに思っておりますので、今後とも私も注視していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○森戸委員

どういうサンホームにしたいか考えるときだということで同僚議員からも意見ありまして、同僚議員の一般質問を聞かさせて、サンホームの部分ですね、聞いたときに私ちょっと危惧をする点がありますので、その辺についてちょっとただしてまいりたいと思います。

どの点に危惧するかなんですが、サンホームの受け入れの学年の壁、今3年までですけどそれを上げようじゃないかという提案に対して、アンケートとりますよというような回答であったと思います。私はその点はちょっと危惧をしております。

サンホームの時間延長に関しては、私議会でも一般質問して、何回か一般質問して、当時の部長さん含め相当のやり取りをいたしました。この時間延長を導入したときにも、サンホームの職員さんからも「大丈夫か」というような意

見を逆にいただいたのです。

というのが、親と接する時間がなくなるじゃないかと、そういうことはやめてくださいというような御意見も直接に何人かの職員からいただきました。私もさすがに、4年から6年までサンホームで面倒を見る、面倒を見ると言ったら語弊がありますが、預かるということはどこまで行政でやるんだと、そこまでやってしまったら本当財政的にも大丈夫かというのもございますし、一番は子供の自立心といいますか、そういうものを失わせるといいますか、自立とか知恵を身につけたりとか、今見守りということもやられていますけど逆に言うと道草をしたりとかそういうものもできなくなっていて、私はちょっと子供の自立、自分からの遊びを探るとか自分から勉強するとか、そういうところのチャンスを失わせるようになるんじゃないかというふうに思っておりますので、それはアンケートするとそれあったらいいねということで恐らく当然出てくると思うんですが、逆にどこまで行政で面倒見るのか。

私は時間延長までが最低ラインだと思ったので、その次の、ネクストの段階については国の流れがそうであるけれども、実は言わなかったのですが県のほうでもどのぐらい学年の壁を超えて導入しているのかわかりませんが、その辺はちょっと心配をしているといいますか、子供の自立心を逆に失わせるように思えますので、その点についてはもうちょっと検討をしていただきたい。アンケート取るのは簡単だと思いますので、慎重にやっていただきたいと思うのです。

逆に、どういうサンホームにしたいか考えるときだということのまさしくタイミングだと思いますので、ぜひ慎重に考えていただきたいと思いますし、逆にこのサンホームの今後の学年の壁についてはどうするのか、議会の中でも委員会の中でも自由討議をしなければいけないかなと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

委員が危惧されております学年延長についてですが、これは児童福祉法の改正によりまして小学6年生までとはっきり明文化されました。移行は来年の4月1日からという事になっておりますが、現在厚生労働省でも地域の実情に応じてこの辺あたりは弾力的といいますか、実情に応じた対応をするようにという指示も同時に出ている状況です。

アンケートについてのことですが、これは現在行っております子供子育て審議会において需要量の調査、どのぐらい需要があるのか量の調査というのをまずして、それに伴ってどういう計画を策定するかという資料づくりもございします。もちろん一部の保護者さんでは、とにかく無尽蔵に拡大したほうがいいと

いうお考えをお持ちの方もいらっしゃると思いますし、同時に委員御危惧されているような親と子の時間、行政はどこまでタッチするのか、そういった事も同時に考えていかなければならないと思っております。

当面は量の調査を行いまして、市としてどのような、制度がよいのかという基礎資料ということでアンケートは予定としております。

○森戸委員

了解いたしました。本当その保育と教育のサンホームですからこれ福祉のほうですから非常に、難しいところなのですが、子育て、トータルの中でのサンホームはどういう位置づけになるのだということもしっかり見ていただきたいというのと、財政的なバランスもあるでしょうし、それをやるのならどっかをどうするとか、トータルで見ていただくような視点を所管でもぜひ持っていたきたいと思えます。

○四浦委員

私のほうは、一般質問で取り上げた問題を中心に二、三お尋ねをしてみたいと思えます。

少し、一般質問では丁寧な答弁はいただきましたが具体性に欠ける部分もありましたので、そういう点を中心にしてやっていきたいと思えますが、1つは教員の多忙化の問題です。

子供と向き合う時間をふやすとか復活していくためにということで、まず残業時間なんです、一般質問のときの答弁は具体的にこの残業時間、時間外勤務というものが明確に示されなかったように記憶をしております。1人当たり1日で平均幾らか、1カ月幾らか、そのあたりからまずお尋ねしたいと思えます。

○弘実学校教育課主幹

小学校と中学校で多少の違いがありますけれども、小学校の1人当たりの1日の年間の平均残業時間が2.4時間となっております。それから、中学校につきましては2.8時間ということで、中学校は土曜日曜等に部活動等も行っておりますので、小学校より多少長い時間になっておるかなと思えます。

○四浦委員

はい、わかりました。以前も委員会でやり取りしたとき、2時間ちょっとと言いついておりましたが、それが大体当たっているのかなと思えますが、中学校のほうは少し3時間に近い状態であるということがわかりました。

部活のほうは、これはまあ1カ月単位でいうと時間にして平均どの程度になるか、これはわかりますか。

○弘実学校教育課主幹

部活動だけでの時間の報告はございませんので、部活動だけの時間については把握しておりません。

○四浦委員

ということは、この今の2.4時間、2.8時間の中には部活動は入っていないということでもありますね。

○弘実学校教育課主幹

部活動の時間も含めてのトータルの時間が2.8時間ということになっております。

○四浦委員

はい、わかりました。そうしますと、実は教員、教師という職場というのは特殊なものでありまして、一般的に時間外手当が出ないということになっておりますが、それは教育長の一般質問の答弁では労働基準法第37条にはいわゆる該当しないというふうな言い方したかと思えますけれども、どういう法律に基づいてそういうになっているのでしょうか。

○弘実学校教育課主幹

公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法というのがございまして、今議員御説明のとおり、教員の勤務につきましては自発性、創造性に基づき行われなければならない部分が多い。勤務の形態についても密度についてもさまざまであるなど、その特殊性から勤務の時間の内外を問わず包括的に評価するものとしてこの給特法与が制定されております。

○四浦委員

今のお話の中にはちょっと肝心なものが抜けとったと思いますが、時間外手当は払われないということはわかりましたが、時間外に見合うような、割り増しがつくような条項がありましたか。

○石丸学校教育課長

時間外勤務手当が支給されないということで、全員一律に給料に4%の定率

を乗じた額の教職調整額が支給されているというところです。

○四浦委員

実態と比較すると、4%というものは非常に低い。じゃ、時間外は1日8時間、あるいは週で40時間、こういうふうになると、2.4時間だとか2.8時間とかいうのは、パーセントであらわすとどうなりますか。法律には4%の割り増しがつくということですが、そういうものとは比較にならないほどの近年時間外がやられている、だから時間外は2.4時間、1日当たり、あるいは2.8時間というものは、それは、いわゆる1日当たり8時間に対して何%になりますか。

○石丸学校教育課長

2割近い数字にはなるかと思えますけれど。

○四浦委員

2割近いちゅうのは、ちょっと不正確でしょういね。何、8時間に対して2.4時間だったら、2割は大分超えますよね、近いというより。まあよろしゅうあります。私が勝手に計算しても何だと思って、あえて聞かせてもらったんですけど、そういう4%とは比較にならないような残業を、時間外をやっている。これは、もちろん光市だけではないと思いますよ。そういう状況に、当初この法律ができたときは、私は、おおよそ間に合っていたのだと思います。

ところが、社会情勢の変化だとか、児童の家庭状況の変化、夫婦がお二人とも働きに出て、しかもかなり時間がまちまちで、あるいは長時間で働くというようなケースがふえたりして、児童の家庭でふえて、問題が起こるケースも結構あるというふうなことから、これも教員の多忙化に拍車をかけているというふうなことで、状況の変化が生まれてきているわけですね。

もちろん、ここはその法律のよしあしを議論するところじゃありませんから、それは脇に置かざるを得ないんですが、そういう不備があるということも確認をしながら、それからこれも本会議でちょっと十分に議論しませんでした、ちょっと指摘だけはしたんですが、部活動の手当、これは1日当たり幾らということでしたか。

○弘実学校教育課主幹

週休日等に4時間以上行った場合に、1日2,400円となっております。

○四浦委員

最低賃金法ちゅうのがありますいね。いや、それに違反するかどうかちゅう

やばなことを言っても始まりませんが、それを大幅に下回っているということですか、2,400円というのは。

○弘実学校教育課主幹

この手当につきましては、残業手当という考え方ではなくて、その業務に対して著しく心身の負担が伴うということで、支払われる金額が決められているところです。

○四浦委員

また、機会を見て、この問題は取り上げてやっていきたいと思いますが、時間の関係もありますから端折りまして、ちょっと次の項目、これも一般質問で取り上げたことではあるんですが、先ほども議論の中で出てきたことなんですが、校庭の草刈り、剪定。いや、私も先週の木曜日だったか、ボランティア活動の一員として、浅江小学校での作業に参加させていただいたんですが、教師の多忙化、ましてやそれを管理する校長先生や教頭先生というふうなものが、ちょっといまだにこういう草刈り、剪定、花壇づくりというものに携わっているなと思いますが、こういう聞き方をすると、なかなか答えにくいと思うんですが、おおよそそういう教員がどの程度の時間を費やしているかというのは、教育委員会として把握されておりますか。

○石丸学校教育課長

現在、そのあたりのところまでは把握しておりません。

○四浦委員

教育長の一般質問における答弁はまことに、言うたら失礼なんですが、優等生的な答弁でありまして、「プールの清掃、除草や草刈り、剪定作業、花壇づくり、サマースクール支援など、多くの地域の皆さんに大変な御協力をいただいております」と、これを読み直してみると、何となくこれでみんな消化できてるようにも見受けられるのですが、なかなかそうはなっていないので、きょうのところは、またの機会にお聞きしますので、それが減るように、教員や校長や教頭の仕事にならない。

なお、業者にという話もありました。剪定の話は、先ほどの答弁の中では。これは以前に比べてふえているのか減っているのか、業者に委託する校庭での作業というようなものが、あるいはふえているか減っているかということになれば、それほどの程度の量になっているのか、答えられるだけ教えてください。

○蔵下教育総務課長

業者への剪定、消毒等の委託ですけれども、昨年、一昨年と、経費的には変わっておりません。ですから、量的にはある程度横ばいという状況になっていると思います。

○四浦委員

今後については検討の余地が、私はあると思うのですけれども、教員がやむを得ず、ボランティアというのは比較的フレキシブルというか、そんなに、どういいますか、決まり切った、週に1度駆けつけてというようなわけにはいきません、それは。

そうすると、何かの行事があるときはどうしても、特に校門の周りなんかというのは見苦しくなっちゃいけませんものですから、そういう手を入れざるを得ないというようなことがあると思いますが、そういうことを教員、もちろん校長、教頭にやらない方向で、やらせない方向で、一定の予算の検討が要ると思いますが、いかがですか。

○蔵下教育総務課長

確かに草刈りであるとか、そういったお話をいただきましたけれども、基本的には校内の環境美化については、一義的には学校の中で対応していただくということで考えております。

ですから、先ほど委員さんが言われたように、それが校長先生になるのか教頭先生になるのかは別にして、学校用務員の話も出ましたけれども、学校内で基本的には対応していただくというのが一義的な話です。

ただし、先ほども申しましたとおり、高木の樹木の剪定であるとか、学校内で対応ができないものについては教育委員会で予算化して、そういったものに対応しているという状況です。

○四浦委員

業者による草刈りとか剪定とか、そういうものが予算総額で、あるいはこれも乱暴な話なのですが、1校当たりの平均で言うと、どの程度の予算が組まれておりますか。

○蔵下教育総務課長

1校当たりということになりますと、件数等も年度によって違ってまいりますので、今ここで即答はできませんが、大体予算的には小学校、中学校で、年間130万円から140万円ぐらいの予算です。

○四浦委員

今のは、130万円、140万円というのは小学校全体という意味ですか、中学校全体という意味ですか、それとも1校当たりという意味ですか。

○蔵下教育総務課長

樹木の剪定、消毒委託としまして、小学校全体で約140万円程度、中学校も大体同額です。

○四浦委員

著しく低い予算になっているということは、改めて指摘をさせていただいて、もう一つだけこの項について、30人学級問題ですけど、これは一言だけ質問なんですけど、確かに教育長の一般質問における答弁は、「昨年度の30人学級を浅江小学校で試験的に実施をしたということになるわけなのですが、少人数学級で学級全体が見通しやすい、担任が子供一人一人に向き合う時間が確保できるという環境を生かし」云々と、こうありました。

そこで、日本が先進諸外国と比べて1人当たりの教員に対する児童数が多いということから、教師の多忙化もあるし、一人一人を大切に教育におくれをとっているという面もあります。そのことを理解された答弁だったかというふうに思うのですが、あわせてそういうことであれば、今後どのように進めていくのかと、特に県教委とどういうふうにやりとりをしていくかという点について、ひとつお尋ねしておきたいと思います。

○石丸学校教育課長

昨年度浅江小学校で実施しまして、今年度も浅江小学校の1年生で実施しております。今、県教委等はその検証といいますか、その成果とか課題とかを検証しながら、今年度は、2年生が今度は35人学級化になりますから、その30人の1年生のときと2年生でどのような変化が起こるのか、メリット、デメリット、このあたりのことを検討しながら進めていっております。また、県教委の会議等で、そのあたりの検証も含めて報告していきたいと考えております。

○四浦委員

一般質問より少し、委員会ですから、踏み込んだ答弁も期待したんですが、そういうことは期待をできない答弁になりましたので、これはちょっと教育長にお尋ねしておきたいと思いますが、どうなのですか、市教育委員会と県教委との関係ですが、市教育委員会が光市に限らず、そういう要望を強く県教委に

届けたときに、私は、効果は上がるのではないかというふうに思いますが、今のような答弁を繰り返していたのでは前に進みにくいと思いますが、ちょっと先に学校教育課長にお尋ねしますが、ちょっと待ってくださいね。全国では30人学級が相当進んできている、近年、これは掌握しておりますか、どの程度の都道府県で30人学級の実施がこういうところまで来ているということはいかがですか。

○石丸学校教育課長

全国の数字については、今把握しておりません。

○四浦委員

把握してないが、全国的には実施が広がってきているということについては、これはそのように捉まえていませんか。

○石丸学校教育課長

1年生の幼稚園、保育園からの円滑な接続という部分で、30人学級化の効果ということにつきましては、さまざまところで話が出ております。そういうふうに理解しております。

○四浦委員

はい、わかりました。全国の、これは県の県議会の議事録に基づくものでいきますと、ことしの3月13日の議事録であります、「全国15府県では、何らかの形で30人学級化に」、山口県は試験的にやっているのですけども、全国ではこういうものが、「30人学級化に取り組んでいます」という議論がやられております。紹介をしておきたいと思えます。

それで、教育長にさっき言いましたように、いや、私は、市教育委員会が県に対して非常に強い姿勢で具申をすとか働きかけるとかいうふうなのは今の時期あってしかるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○能美教育長

県教委での働きかけということですが、強い弱いを横に置かせていただきまして、やはり子供たちの状況を見たときに、小学校1年生の浅江小学校の今研究的な取り組み、これ必要だと認識をしております。その認識のもとに、できるだけ研究成果を示すことができるように努め、県教委に引き続き研究から実現へ向けて進めていただくように要望していきたいと、このように考えております。

○四浦委員

ちょうどチャイムが鳴りましたので、終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

2. 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第41号 平成26年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：森重財政課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○森戸委員

電算システムのこの4,900万円の積算の根拠は何ですか、どこから導き出したものですか。

○坂本広報情報課長

このたびの補正について、でございますが、平成28年1月から運用が開始される予定の社会保障・税番号制度導入に要する経費でございます。今の4,900万円の経費の内訳について、でございますが、住民情報を記録する住民基本台帳システムの改修、地方税務システムの改修経費として導入業者が見積もった経費でございます。

○森戸委員

じゃ、その見積もりのとり方は、その1社だけで鵜呑みにしたのですか、それ以外にきちんと精査をされているものなのですか。

○坂本広報情報課長

今申しましたように、住民基本台帳システム、それから税務システムということで、既存のシステムの改修に要する経費でございます。このシステムの導入開発を行った業者にしかシステムの改修ができないことから、システムの導入開発業者1社の見積もりでございます。

○森戸委員

セカンドオピニオンをいただくようなことはできないのですかと申し上げて

いるのですが。

○坂本広報情報課長

予算の採決が終わった後には、調達支援コンサルタントにかかる予定としております。

○森戸委員

後かけるんですね。

○坂本広報情報課長

はい、後かける予定です。

○森戸委員

その前段階でできないものなのですか。

○坂本広報情報課長

このたび4,900万円ということで計上のほうをさせていただいております。

しかしながら、国から詳細な仕様等が今現在出てない状況等がございます。

したがって、業者の見積もりにつきましても、概算ということで出ております。したがって、詳細が国のほうから示された際に、再度詳細な精査を行うということで、現在、進めようとしております。

○森戸委員

ちなみに、こういったシステム改修に関して補助金は3分の1とか、この程度のものなのですか。

○坂本広報情報課長

このたびの社会保障・税番号制度に係る補助金についての御質問でございますが、基本的には住民基本台帳システムについては10分の10、税務システムについては3分の2で、3分の1が地方交付税等の対応ということになっております。

しかしながら、総務省が示しております団体規模・システム類型別の事業費の想定というものがございまして、これによりまして人口区分を細分化して作成されました想定事業費を超えての部分につきましては、国の補助はないということになっております。

○森戸委員

この辺にしておきます。

○四浦委員

同じ電算システム管理事業の社会保障・税番号制度システム対応業務委託料についてなんですが、これは随意契約だということは今のやりとりでわかるのですが、近隣の周南市だとか下松だとかいうところと同じメーカーでもあり、さらには全国的には共通のシステム改修がほぼ同時に行われるということになりますか。

○坂本広報情報課長

はい、全国的に同様のシステム改修が行われることと考えております。

○四浦委員

そうしますと、そのシステムを改修するのに似たようなシステム改修があちこちの自治体で行われるというふうなことになるとは思いますが、そのことを念頭に置きながら、4,900万円というのは半端でない予算になっておりますから、そういうところはどのように見ているのですか。

○坂本広報情報課長

先ほど委員さんのほうから御指摘がありましたように、光市のシステムは、下松市、周南市と同じシステムを採用しております。そういったこともございまして、今現在、このシステムの導入につきまして、周南市、下松市と情報共有をしながら、情報収集に努めて、より精査な金額での導入を図りたいと考えております。

○四浦委員

情報の入手ですけども、周南市と下松は同等なものであるということは、今の答弁でわかりましたが、全国的にも結構同じような改修、同じシステムを同じ形で改修するというふうなことがあり得ると私は思いますけども、そこのところはつかんでおりますか。

○坂本広報情報課長

そのあたりについては、把握しておりません。

○四浦委員

これは大事な答弁をいただきました。そこはきちんと調べて、その上で掌握して、同じシステム改修だったら、相当の減額が図れるであろうと、過去のやりとりでもそういうことをやったことがあります。

しかし、過去のやりとりはどっちかといえば、近隣のところが中心になっておりましたが、今は予算段階ですから、今後の課題として早急に、全国的にどういう進みぐあいをしているか、同じようなシステム改修が行われている自治体があるであろうということをきちんとつかむ必要があると思いますが、いかがですか。

○坂本広報情報課長

できる限りそういった事例を収集しまして、適正な導入を図りたいと考えております。

○四浦委員

今の予算計上の段階で、それをつかんでないというのは、いささか怠慢であると私は思います。

しかし、今後そのことをきちんとつかみながら、同じような改修が行われた場合に、例えばこれが相当数の自治体で何十だとか、もっと多いかもわかりませんね。そういうふうにやられる場合は、請け負う側の委託先ということになりましょうか、そこについては相当の、いわゆるシステムエンジニアの費用換価というのですか、いうふうなものの減額が図られるというふうに思われますが、今後精査してみる目的は。

○坂本広報情報課長

SE単価等を含めまして、作業工数、それからシステム改修に必要な部分等の精査ということでございます。

○四浦委員

4,900万円という予算というのは、少なくとも近隣の同じ委託先である周南市、下松市も同じ委託先になると思うのですが、それはほぼ同時期に同様のシステム改修が行われるということを前提にした予算計上になっておりますか、どうですか。

○坂本広報情報課長

同様のシステム改修で、同時期に行われるものと考えております。

○四浦委員

これは確認できましたが、全国的なものについては今から調べるということですから、きちんと調べた上で、連携プレーとれる自治体があればそことも連携をとる、並びに委託先についてもそのことはきちんと、一自治体だけでやるのと、例えば極端なことを言やあ数百の自治体というか、100の自治体で同じような改修が行われる場合は相当単価が違ってくる、月とスポンぐらい変わってくると私は思います。

そういうことで、精査をするだけじゃなくて、今後決算の段階できちんとそのことを報告ができるように、調査結果も並びに取り組み状況もきちんと報告ができるようにしておくべきだと思いますが、せつかくの議論ですから、そこは確認しておきます。いかがですか。

○坂本広報情報課長

そのあたりにつきましては、先ほど申しました調達支援のコンサルを利用しておるという関係もございますので、コンサルに、そういったことも含めまして調査研究のほうもお願いして、うちのほうもそういったことに取り組んでまいりたいと考えております。

○四浦委員

コンサルはあれですね、以前と変わりはないのですね。光市内のコンサルですね。

○坂本広報情報課長

はい、以前と同様でございます。

○四浦委員

せつかく全国的な動向も調べる、同様のシステム改修が行われるならば、それで大幅な減額が図られる可能性があるというふうに私は受けとめました。さっきの議論でね。そうすると、従来どおりのコンサルだけではなくて、この光市内の身近な業者だと、近隣についてはつかめるであろうと思われませんが、しかし、全国的なベースでにらんでみるということについては不十分だと思いますが、いかがですか。

○坂本広報情報課長

今のコンサルについて、でございますが、以前からコンサルにつきましては県内だけの状況ではなく、全国的なネットワークも持っていらっしゃるようで

ございますので、全国的なそういった情報も収集できるものと考えております。

○四浦委員

はい、わかりました。あとは決算段階での議論ということになると思います。終わります。

○森戸委員

こういったIT関係の共同調達と申しますか、そういうものは今までにも何回も出てきていたと思うのですが、それはなぜ、いや、それは検討されていると思っていましたけど、その辺の検討は進んでいるのですか、このタイミングこそ、そういうことをやるべき話じゃないかと思うのですが、いかがですか。

○坂本広報情報課長

今の御質問について、でございますが、今どちらかという、そういったソフトにつきましてはパッケージ化されております。

したがって、パッケージと申しますと、ある程度一定額がかかってきます。その分、現場でのSEの対応業務が減るといような形になってきているのが現状でございます、共同で行うそういった部分が若干現状では減りつつあるのかなということでございます。

○森戸委員

じゃ、スケールメリットはなかなか生かすにくいというようなことでしょうかね。

○坂本広報情報課長

現在のところはスケールメリットとしては見出しにくいような状況にはなっているかと思いますが、パッケージ対応ということで、一般的なシステム改修につきましてはそれなりの経費の節減は以前と比べると、図られているものと考えております。

○森戸委員

はい、了解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他 (所管事務調査)

報告事項

①光市公共施設白書 (案)

説 明：福原行政改革推進室長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○森戸委員

24ページに、この白書の案ですけど、市民1人当たりの保有面積 3.83m^2 、全国平均よりちょっと上回っていると、市民1人当たりは維持管理コストで約3万2,500円と、この2つのデータに対してお尋ねをするんですが、今の光市の保有している量というか、プラスかかっている経費はどのように思っていられるのかなと思ひまして、多いのか少ないのか、その辺のところは率直なところでどのように思っていられるのか、お尋ねをいたします。

○福原行政改革推進室長

保有量等の関係でございますが、こ白書案の24ページ、こちらに全国自治体公共施設延べ床面積データ、東洋大学の研究センターが出したデータがあります。これによりますと、全国平均が 3.42m^2 ですので、光市の場合、市民1人当たりの保有面積は 3.83m^2 ということなので、若干多くなっている、全国平均よりは多いとは感じております。

それから、かかっている経費につきましては、市民1人当たり3万2,500円というふうに今算出しております。この経費は他市の比較で、今、公共施設白書を公表しているところが周南市と宇部市でございますが、このあたり調べてみましたが、該当する箇所が見当たりませんでした。それで、実際どうかというのが、はっきり現段階では言えないところでございます。

○森戸委員

そう言われると仕方ないのですが、全国平均よりは多いでしょうから、多いというのは多いでしょう。ですから、最適な保有量自体を今後は何を基準に導き出していこうとされるのですか。いろんな今から方針をつくって、統廃合、用途変更、長期活用をして、削減をして、将来の公共施設の最適保有量を探ろうというのはわかるのですが、それは何をそこに持っていこうとされるのですか。市民が感じる、何というのですか、利便性なのか、どういうものからそちらに導き出していこうとされるのか、その辺が財政と言われれば財政なのでし

ようけど、その辺のところをちょっとお尋ねいたします。

○福原行政改革推進室長

今後、適正配置等に関する方針ということでいろんなことを考えていくわけですが、そういった中で、人口動態、また財政の今後の状況等を見ていくようになります。

まず、現在、保有している施設、こちらを基準にして今後の人口動態、人口推移によって、またライフスタイルの変化、そういったものを、いろいろなことを勘案して、どのくらい施設が必要であるか、また財政の状況で、今抱えている施設、そういったものを長寿命化や更新をしていくのにどれだけ財源がかかって、実際どの程度までできるか、そういったものをいろいろと見まして、また市民の方のニーズに沿ったサービス等もございしますが、いろいろなことを勘案しまして、最適な保有量、そちらを出すようになろうかと思えます。

○森戸委員

はい、わかりました。ここまでつくられるのに大変な御苦労されて、時間もかかってこられていると思いますので、大変な作業であったことで、本当にお疲れさまでした。今後どうするかが、また一番大切なところですので、比較のしようがなかなかしにくいので、どのぐらいの立ち位置に持っていくのかをどこから導き出すのがいいのか、何とも今考えが浮かびませんが、今聞いている話では、現状から手を打って、そうなるという形での最適な保有量の探し方だと思いますので、もうちょっと客観的に見て、客観的と、一言で言うと簡単ですけど、他市との比較も含めて、ちょっとどうなのかをもうちょっと探っていくてほしいなというのが、今、現状の思いですので、それはぜひ探れる指標がありましたら、探っていただきたいなと思いますので、ちょっと調べてみていただけたらと思います。

○森重委員

この147施設上がっておりまして、今後いろいろ手を加えても920億円がかかるということで、主には統廃合とか、この147施設全てを維持していくことはとても無理ですし、統廃合云々の話になりますと、やはり市民への周知というか、今後の方向づけといいますか、財政ももちろんそうですけども、そういうことも必要になってまいりますので、この白書のダイジェスト版みたいな、主なものというか、わかりやすい小冊子みたいなもので、市民への周知を図れるようなものをいろんな施設に置くとかいうことを実施されてるような自治体もございしますが、そのあたりのお考えはどうでしょうか。

○福原行政改革推進室長

まずは、このたび白書をつくりましたので、それを速やかに公表したいと考えておりますが、今委員御提言のダイジェスト版といいますか概要版といいますか、こういったものを公表する必要、また説明会等で使用することも想定しております。まだしばらく時間がかかろうと思っております。まずは白書を公表した後になろうかと思っておりますが、検討したいと考えております。

○森重委員

やはりこれだけの厚さのものを、いろんなところで、また議会報告会なんかもそうですけど、今後こういう白書についてもいろいろ話題が上ってくると思うのですが、まずはやはり市民へ今後のそういう課題といいますか、行政の大きな取り組みの一つの課題であるということで、周知がとても大事になってくると思いますので、わかりやすい小冊子というか、見やすい簡単なものは何か必要じゃないかなと思いますので、またぜひ御検討いただきますようお願いいたします。

以上です。

○磯部委員

以前、私指摘したこともあると思うのですが、施設の総利用者数というのは大体ある程度、不明のところもございましてけれども、これから統廃合に向けて検討していかなきゃいけないところで、やはり年間の実利用者数というところは非常に大切になってくる部分ではないかなというふうに思います。

できることできないこと、これはおのずとあると思いますけれども、データ化したものできちんと整理されているところは、そういう実利用者数も出ているのかなというふうに感じました。

でも、できるできない施設もあろうかと思っておりますけれども、このあたりが明確になってくると、いかにこれが市民のためにどれぐらいの利用頻度、そういうものがあるのかなということにもつながるのではないかなというふうに思いましたので、できる限りのことで結構ですが、このあたりを今後の課題として御検討いただけたらなというふうに思いましたが、そのあたりはどのように考えていらっしゃいますか。

○福原行政改革推進室長

年間の利用者数につきましては個別データの裏面に出てきますが、今後の取り組みの有効な指標となりますので、可能な限り施設所管課により状況をつか

んでいただいたつもりではありません。例えば、資料編194ページ以降の小中学校や幼稚園など利用者数が限られる施設につきましては、生徒数や園児数などの実利用者数を記載しております。また、市営住宅や図書館など、入居状況や履歴で把握できるものなども記載しております。

しかしながら、公共施設の場合、本庁舎等、不特定多数の方が利用されるという前提のもとつくられた施設も多く、実利用者数の把握が難しい施設につきましては、調査しましたが、不明という形で、このたびやむなく処理させていただいております。

○磯部委員

はい、わかりました。もちろん、庁舎なんかは一々誰が来たとか、そういうことを確認することはできませんけれども、スポーツ施設とか、いろんなところで、以前そういうふうな実利用者数、どれだけの市民の人たちがこの施設を利用しているのかというのは、図書館なんかもきちんとそういうデータ化していらっしゃいますので、そういうもので見やすいのかなというふうな感じはいたしました。これいい悪いとかではなくて、そういう今後のどういうふうにご利用していくのかというところで、非常に大切になってくると思いますので、現場の方の御苦勞もありますが、できる限りのそのことができるような情報も今後も御確認、検討いただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○四浦委員

昨年末に平和と民主主義、革新をめざす光懇話会から市長宛てに上関原発問題での要請が行われました。これで、要請書の趣旨は、市民多数は市長が上関原発中止の声明を内外にアピールすることを望んでいると思うが、いかがかという要請になっておりますが、それに対する市長の答えはいかがだったか、まずお聞きします。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

昨年12月の平和と民主主義、革新をめざす光懇話会の要請だろーと思っておりますが、上関原発に関する交付金の申し入れに関する要望をいただいております。

その中では、県知事への申し入れを撤回することを求めたいが、いかがかというお尋ねでございます。これに関しましての回答でございますが、今年に入ってから回答しております。建設中止を求める声明を出す考えはない、また平成23年2月の交付金の申し入れについては、申請行為を満たしているわけではないので、現在、申し入れを行っていない状況である。というふうに御回答を

しております。

○四浦委員

一般質問で大体やるべきテーマではあったのですが、ほかのテーマを設けたために、この委員会でこれを議論することにいたしました。

それでは、政治家の公約というのは非常に重たいわけなのですが、市長が1年半前、おととしの10月に市長選挙がありました。その市長選挙の折、地方紙で今後の公約というものを発表されましたが、原発問題については2つあったと思います。それはどういうものであったかということをお尋ねします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

具体的に申し上げますと、地域新聞のアンケートでは、原発に頼らないクリーンなエネルギーを創造すると、環境都市を構築するというふうに答えております。

○四浦委員

地域新聞の平成24年10月23日で、両候補者がアンケートに答えたものを今1項だけ読まれました。もう1つあったと思います原発問題に対する公約は。いかがですか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

原発に対する公約に関しましては、いわゆる公約ということであれば、原発に頼らないクリーンなエネルギーを創造しますというふうに候補者のいわゆる選挙ビラのほうには記載をしてあります。

以上でございます。

○四浦委員

2度目に聞いてもちょっと、主題のところは落とされておりますので私のほうが言いますが、これは上関原発建設計画をどう考えますか、A・賛成、B・条件つき賛成(条件)、C・条件つき反対(条件)、D・反対、E・その他()、こういう問いかけがありまして、これが主眼になるわけですが、市長はこのときEに丸をつけて、これはその他の項になるんですが、括弧してその中には賛成できない、つまり上関原発建設計画には賛成できない、このように答えていると思いますが、当たっていますか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

上関原発計画に関するお尋ねに関しましては委員仰せのとおりであります。

○四浦委員

先ほど次長が答えられたのは、当選後に取り組みたいことは3項目でということ、市長が答えられたのに、その3項目の中のトップに掲げたもので、原発に頼らないクリーンなエネルギーを創造し環境都市を構築することというふうに答えていると思いますが、それでよろしゅうございますか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

この問いの状況ではそうでございます。

○四浦委員

選挙の公約のいわゆる中身と申しますか原発に関する中身、上関原発に関する中身、ということは今のやりとりで明確になりました。なぞりますが、上関原発建設計画をどう考えますかについては、その他に丸をつけているけれども、賛成できないという文言を書かれております。そして、当選後に取り組みたいことについては原発に頼らないクリーンなエネルギー云々と、こういうふうに答えております。ということは、現時点でもこの地方紙に書かれた選挙中に発表された市長の公約というものは今でも生きていると考えておりますかどうか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

選挙公約の捉え方がございますので、これについては私のほうからお答えする立場にはございませんが、当然、選挙ビラに記載してある範疇であれば、その後、変更されたような記憶はないという理解しております。

○四浦委員

言葉がちょっとよどみまして、私のほうから答える立場にありませんと言うから、それじゃ立場のある方は市長自身になるでしょうが、市長の補佐役である副市長のほうにお答えをお願いします。

○森重副市長

ただいま四浦委員からの御質問であります、やはりその選挙ビラに書いてあるものが、その後何ら変更の手続を踏んでないわけですから、そのとおりと

っていただいて結構でございます。

○四浦委員

選挙時の、しかも告示に入ってからちょうど中ごろかなと、10月の23日という日付の地方紙の発表は、記事は、そういう時期に出されて市民の多くに目にとまっているという段階だったかなと思います。そうすると、先ほどからトップで紹介しました平和と民主主義、革新を目指す光懇話会の出した要請に対して、この要請は上関原発中止の声明を内外にアピールすることをと、市民が望んでいると思うが市長はどうかということについて、建設中止を求める声明を出す考えはないというふうにはっきり言っているわけですが、それは当時の市長選挙時の公約とは相反するのではないかと思います、いかがですか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

相反しないと考えております。

○四浦委員

その理由は何ですか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

特段、原発に対して反対とか賛成とかいうようなことに関しては、一貫して変わりないと理解しております。

○四浦委員

けしからん話です。賛成できないというのは反対の意思表示と同意語ではありませんか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

たびたび申し上げますように、賛成できないということでございます。

○四浦委員

禅問答みたいな話になりよるから、副市長にも一応見解を確かめておきます。

○森重副市長

四浦委員さんが先ほどおっしゃられた革新懇に対する、市長に対する要請に対して市長のほうがお答えをさせていただいているものと、平成24年10月の地方紙に対する市長の、当時候補者である市長が述べたことについて相違がある

のではないかという御指摘でございますが、まず要請については、中止を求めることについてアピールをしてくれということでございますので、そのことについて当時市長は何ら触れておらないので、そのところは十分に御理解をいただきたいと思っております。

○四浦委員

こういうのを私は詭弁だというふうに思います。賛成できないという言葉を使えばこれは反対するということであるから、反対するならば中止を求めるということに首を縦に振る、同意をするということにつながってくると思いますし、またそれが、まあ百歩譲って気に入らないのなら、中止を求めるアピールはできないが今でも反対は貫いているのだ、ぐらいの誠実さを示してしかるべきだというふうに思います。公約の重みについてきょうは、上関原発問題というのは市民の大多数がこれはいけんと、中止を求めたいというふうに考えているということを私どもは、何度かアンケートをとって市民からアンケートの結果を声としていただいて、そのことを確認しておりますから、やはり市民のそういう思い、願いをもっと真正面から受けとめる姿勢になることを求めて、水かけ論にきょうはなっておりますから、このあたりでこのテーマについてはとめたいと思います。

○森戸委員

数点ほどお尋ねをいたします。3月の議会のときに総務のほうに聞いたのですが、どうも総務のほうではないのでこちらのほうだと思っておりますので聞いてみます。予算書や決算書に関して、可決後、ホームページにアップしてくださいというお願いを3月にしたのですが、こちらだということで、こちらでその質問をぶつけてみますが、いかがでしょうか。

○森重財政課長

現在、予算に関する資料としましては毎年度、新年度予算の歳入歳出や事業など主な状況について予算の概要というものを作成しまして、市のホームページに掲載しているところでございます。これは予算書が国が定めております様式で作成しているということがございますので、ページ数が多いなど量が膨大であるということから、それにかえて新年度の主な事業など予算のポイントを予算の概要としてお示ししているものでございます。

現在、予算書をホームページに掲載している市があるということは承知しております。このため本市におきましても、市民の皆様から予算書のホームページ掲載について要望があるということでございましたら、検討してまいりたい

と考えております。

○森戸委員

よろしく願いいたします。

次行きます。自治体の公共データを公開をして二次利用を促進するというところで、地域活性化や市民参加の促進、行政の効率化につなげようとする動きが全国的に広まっております。福井ですか鯖江市では統計データや施設情報、どんな施設情報かというトイレの位置や避難所はどこにあるか、AEDはどこに設置されているか、バス停、公共施設はどんなものがあるか、観光情報、マップなど公開をしてデータそのものの利活用を図っております。光市でのそういったオープンデータの考えはございますか。

○坂本広報情報課長

オープンデータについての御質問でございますが、委員御案内のとおり近年、行政機関が保有する統計情報や防災情報などの公共データを使いやすく加工しやすい形式で公開していくオープンデータへの取り組みの動きが広がりつつあります。政府が国家戦略として平成24年に定めた電子行政オープンデータ戦略において、オープンデータの目的・意義として、透明性、信頼性の向上、国民参加、官民協働の推進、経済の活性化、行政の効率化などが掲げられております。中でも公共データを二次活用可能な形で提供することにより、さまざまなビジネスの創出や企業活動の効率化等が促され、経済の活性化が図られることが期待されております。

本市といたしましても、市民の利便性の向上や行政の見える化などを進めていく上で、市民の皆様や民間企業などと情報を共有し、さまざまな活動に生かしていくことが重要であると認識しております。

本市におきましては、これまで人口推移などの統計情報、入札結果情報などの情報をホームページにおいて随時公開してきておりますが、データ形式につきましては、加工が困難なデータ形式で公開してまいりました。オープンデータと言えるためには条件として、機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータである必要がありますことから、データ形式の統一また個人情報の保護や著作権を侵害しないよう配慮した共通ルールづくりなどの課題を先進事例等を参考にしながら調査研究をしてまいりたいと考えております。

○森戸委員

わかりました。市内で公共施設に公衆の無線LANというものが何カ所設置

されておりますでしょうか。

○坂本広報情報課長

市内公共施設への公衆無線LANの設置でございますが、地域づくり支援センターの1カ所でございます。

○森戸委員

今後、その箇所数に関しては広げていくというようなお考えはございますか。

○坂本広報情報課長

公民館などの公共施設は市民活動の場であり、地域活動の活性化に向けた環境づくりへの取り組みの一つとして、気軽に利用できる情報通信システムの環境整備は、情報通信技術を活用した市民の利便性や情報活用能力の向上など必要性は認識しており、利用者や整備目的など今後の検討課題と考えております。

○森戸委員

オープンデータと無線LANで予算書のそういうものも全く一つの同じ流れの考えなのですが、こういう時代でもございますし、積極的に活用できるものは活用して活性化を図っていただきたいと思います。ぜひ、お願いですが、きょうも教育で出ていましたがそういった、スマホにしても携帯にしても、モラルの教育とかこういった今のインフラですね、公衆無線LANの箇所数をふやすとか、会議自体がタブレットを配って行政の中でも議会でも、ペーパーレス化していこうという流れも各自治体で起きておりますので、あと、オープンデータの活性化という観点から、市内全体のIT化に関する計画といたしますか基本方針といたしますか、トータル的にそういうものが今後つくっていく必要があるのかなと思いますので、ぜひそういった計画をつくっていただきたいと思いますと思いますが、お考えがあればお尋ねをしたいと思います。

○坂本広報情報課長

調査研究課題とさせていただきたいと考えております。

○森戸委員

部長のほうにもう一度お尋ねしようと思います。

○小田政策企画部長

調査研究課題にすると課長が答弁させていただいておりますけれども、基本

的には地域情報化計画というのを持っておりますけれども、庁内でのITの推進、個別の計画という意味合いだろうと思います。正直言いますと計画をつくるという予定は頭の中にはございません。正直ですね。ただ、先ほど言いましたように、公衆無線LANであるとか、例えば各公民館に置いてあるタッチ式のパネルとかのもう利用がほとんどないようなものについて今後どうしていくのかということも当然検討していかなければいけない課題だと思っておりますし、そういうものを総合的に考えて、やはり庁舎といいますか、各公共施設での情報化にどういうふうに取り組んでいくかということは真摯に考えて進めていかなければいけない問題だというふうに考えております。

○森戸委員

以上で終わります。

3. 市民部関係部分

(1) 付託事件審査

①議案第45号 光市税条例の一部を改正する条例

説 明：田中市民部次長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○木村（信）委員

ただいま説明をいただきました。国の税制改正によってこのような形で変わるわけですが、実際に車体課税、特にこの車体課税というのは、地方につけ回しだと私は感じております。

というのが、取得税や重量税は軽減、今そういったことが十分に国税のほうでなされたとしても、地方税、完璧にこれ地方税ですから、これをこういうふうに値上げをされるというのはいたし方ない、これはもう税法上仕方ないというふうなものがありますが、実際には、地域、特に、言い方に語弊があるかもしれませんが、田舎、田舎で暮らす人々にとっては、都会と違って生活の足です。

そういう部分について、こういうふうに取りやすい税金であるからといって、これを安易に引き上げていいものかどうか、そういったところを市としてどういうふうに御検討されたか、またそれは、国が上げるからといって一律に上げなければならなかったのか、そこら辺はどうでしょうか。

○田中市民部次長

今回の改正につきましては、地方税法の改正に基づいて標準税率を適用したということでございます。

議員さんからのお尋ねは、国がそういうふうに税制改正で税率を設定したわけですが、市として、例えば軽減税率などを使って抑えるとか、そういうことだと思います。

その辺の判断については、もちろん、これは標準税率ですので、これより下げるとか、そういうことも可能ではございますが、その辺も一応考えてはおったんですが、全国的に課税するような税金ですので、標準税率でということで一応決めさせていただいております。

以上でございます。

○木村（信）委員

市としてのお立場はよくわかりますし、やはり限りなく税収減になることは差し控えたいというふうなお気持ちもよくわかりますが、実際には、私、本当に、地方の足として、交通インフラが特に充実していない地方にとっては大打撃だというふうに感じています。

これは、この場で執行部のほうを追求する問題でもないと思いますので、この程度にとどめます。よろしく願いいたします。

○森戸委員

ちょっとわかりにくいのでお尋ねをするんですけども、これは、いわゆる法人税の減税というようなことだろうと思うんですが、そういうことでよろしいんですよね、国の、とは違いますかね。

○田中市民部次長

今、報道とか、そういうのであります、法人にかかる税金の実効税率を下げようというものは、これは直接関係ありませんので、今後そういうようなものも出てくるかもしれないということでございます。

○森戸委員

でなければ、簡単に言うとどういうことなのか、御説明をいただけます。自動車の部分は別として法人市民税のほうです。ここの27ページを読むんですが、なかなかわかりにくいので、説明をしていただけたらと思います。

○田中市民部次長

法人市民税の法人税割の引き下げということでございます。これは、やはり地方税法の改正で、33ページに記載してありますので、ちょっと見ていただきたいんですが、税率というので、改定後と改定前というのがございます。

改定前が14.7%、これは、市が今まで通用していたものでございます。それを12.1%にするということで、参考として標準税率も掲載しております。

市としては、制限税率を適用しようというものでございます。

こちらのほうには示しておりませんが、国のほうで、法人税に関して、地方法人税というのが創設されます。これは、国税のほうの税金になりますが、これが新設で4.4%の税率ということになります。

この引き下げた分とちょうどリンクしていくような数字になります。

この地方法人税については、地方交付税の財源とするということで、そのままイコールが入ってくるものではありませんが、そういうことで、そういうバランスはとれておるということでございます。

○森戸委員

わかりました。

○四浦委員

わかりにくいところからお聞きをしますが、影響額について、不確定要素もあるからということだろうと思うんですが、今の段階では示すことができないやの説明もあったかと思いますが、そうしますと、現行、いかほどの税額になるかということとはわかるかと思うんですが、それを教えてください。

○田中市民部次長

今、軽自動車税の話ではないかと思いますが、これは予算でお示しましたとおり、予算ベースで言いますと約1億780万円、軽自動車税が、ということになります。

先ほど申し上げた影響額について、わかるものとわからないものがあつたということで、一斉に引き上げるものについて、これが原付とか二輪とかです。あと小型特殊自動車、それは先ほど申し上げたとおりでございます。

○四浦委員

もう一度、影響額について改めてお尋ねしますが、押しなべて言うならば、平成28年からは全て適用されるという説明があつたかと思いますが、そうしますと、その年からでいうと、影響額はどうなるかということをお尋ねしたいと思っております。

○田中市民部次長

軽自動車、最も大きいものになりますけど、税額の。それについては、27年4月1日に取得したものからということですから一斉に上がるわけじゃございません。

どれくらい取得されるかというのが見込めませんので、その分はちょっと申し上げられなかったわけでございます。

○四浦委員

わかりました。

それから、標準税率だから、これより上げるだけではなくて、上げない方法も、あるいは下げる方法もあるやの説明があったようではありますが、これはどれを指すんですか。

○田中市民部次長

税率は、地方税法に定めておりますが、標準的な税率と制限税率とってこれ以上税率を上げることができないというものがあります。

標準税率については、それを上げることも下げることもできます。

制限税率がついておるものについては制限税率までですが、そういうものがございまして、軽自動車税については、標準税率も制限税率もあるということで、ですから、先ほど説明しましたように、下げることも可能なんですけど、光市のほうとしては標準的な税率を設定したということでございます。

○四浦委員

下げることも可能であるというお話聞きましたから、念のためお尋ねしますが、全国全ての自治体でこのような提起をされているのか、それとも下げたケースがあるのか、あれば、どの程度の額になるのか、そういうものを調べておられればお聞きをしたいと思います。

○田中市民部次長

今ちょっと数字は持ち合わせておりませんが、確かに調べてはおります。

軽自動車税につきましては、全国では33団体が超過税率、超過税率というのは制限税率までいくものもありますし、いかないものもありますが、高く取っておるということでもあります。県内については全部標準税率であるということでございます。その程度のことを調べております。

○四浦委員

ちょっとわかりにくかったんですが、33団体が高く取っているということなんですが、じゃあ、低く取っているというところについては調べておられますか。

○田中市民部次長

今こちらの資料にありますのは、高く取っておるものだけでございます。低く取っておるのが現実にあるかどうかわかりません。

○四浦委員

終わります。

討 論

○四浦委員

議案第45号 光市税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論に加わります。

国がやる税制改定であるから、市民の負担増になるというものを見過ごすことはできません。よって、こうした国のやり方なんですが、これに強く抗議をすると同時に、また、消費税の増税で庶民に負担増をかぶせながら、また負担増をしていくとふうなダブルパンチ、三重のパンチというようなものを加えながら、かといって加えて、大手の企業については法人税の減税方向を打ち出してくると、こういうやり方を、「強きを助け弱きをくじく」という、そういう方向を市が迎合するというふうなことについては認めることができません。

以上、反対討論とします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

②議案第41号 平成26年度光市一般会計補正予算（第1号）
（市民部所管分）

説 明：藤本生活安全課長、縄田地域づくり推進課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○森戸委員

コミュニティーの助成事業の補助金なのですが、これはテント何張り分です

か。

○縄田地域づくり推進課長

今年度のテントにつきましては、各公民館から要望がありましたところで9張りほど購入いたします。

○森戸委員

いやいや、この分は、連合自治会から要請があったからということで、今説明があったと思いますが、公民館とは関係ないのじゃないですか。

○縄田地域づくり推進課長

光市連合自治会から申請書をいただいておりますが、光市連合自治会は、各単位自治会の集合体であります。それで、今回、連合自治会が要望するのに対しまして、地区の連合自治会から希望を聞きまして、その数をまとめて光市連合自治会として助成申請をしたものであります。

○森戸委員

わかりました。各公民館にしまわれるわけですね。

○縄田地域づくり推進課長

そのとおりであります。

○森戸委員

わかりました。わかりやすい説明をしていただくといいと思います。

それと、空き家対策についてちょっとお尋ねをいたします。

7月1日からということ、あとちょっとということなのですが、26年度になって、これまでにどのぐらい御相談があったのか、その中で、この条例に持っていけそうなものはどのぐらいあるのか、なければないで構いません。

○藤本生活安全課長

7月1日の施行にあわせて、各自治会長から相談を受けた件数として、本日現在、3自治会から、管理不全な状況にある空き家が10件申請されています。

7月1日以降に実態調査をしようと考えています。

○森戸委員

ということは、地域から出てきた10件に関して全て実態調査をするというこ

とですか。

○藤本生活安全課長

基本的には、実態調査を踏まえた上で管理不全な状況であるか判断しながら、条例に適応する住宅であるか判定したいと考えています。

○森戸委員

今までのやり方で解決するものは解決すればいいと思ったわけで、その中で、どうしても無理だという分がこっちに行くのかと思ったのですが、そうじゃなくて、そのもの適応させていこうという考えなんですね、この条例は。という理解でよろしいですか。

○藤本生活安全課長

基本的には、この条例が施行するまでは、市民と市民の問題に対して光市として口が出せませんでした。しかしながら、この条例を施行することによって、いわゆる個人間での問題に対して、管理不全な状況であれば、指導とか、助言とか、命令とかをしていけるということになります。あくまでも、今まで個人の問題に光市としては口を出せなかったものに対して、今までどおり助言、指導をお願いすることもあれば、最終的には代執行に至るケースもあると考えています。

○森戸委員

この4月からこの間までで、通常のやり方では解決せずに、この条例化のほうで直接的に解決に持っていこうということなのですか。

○藤本生活安全課長

基本的には、今までどおりの文書指導で、お願い文書を出し、解決したケースもありますが、7月1日以降、解決できない状況であれば引き続きお願いし、条例を適用していくということでございます。

○森戸委員

わかりました。

○四浦委員

今の話、空き家条例の件、念のためちょっとお尋ねしますが、条文をちょっと読んでみてくれませんか。命令ちゅう言葉が出ておりました。

○藤本生活安全課長

命令の項は、第8条に、

市長は、空き家等の所有者等が正当な理由なく、前条の規定により勧告に応じないとき、また、空き家等が著しく管理不全な状態にあると認めるときは、当該所有者に対し、履行期限を定めて必要な措置を講じるよう命令することができる。

といった形で、条例のほうにうたっております。

○四浦委員

わかりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第42号 平成26年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

説 明：田村市民課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第44号 平成26年度光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

説 明：田村市民課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他 (所管事務調査)

①光市コミュニティ推進基本方針 (案) 中間報告

説 明： 縄田地域づくり推進課長 ～別紙説明書のとおり

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○加賀美委員

基本方針の中間報告がなされているわけでありましてけれども、基本的なコンセプトについては、これは今までも語り継がれてきたことで、こういったことじゃないかと思うんです。

しかしながら、最終的には、この概念図をどうするかということが一つの目的だと思うんです。組織図をきちっとやるということが一つの最終目的だと。

14ページにある、目指す姿を見たときに、平成18年に概念図ができています、このコミュニティの。この中から、連合自治会と公民館、つまり公民館は生涯学習の部、それから連合自治会、この2つが入って全部ひっくるめたコミュニティ組織にしようという形になっているのに、なぜ公民館と連合自治会が落ちているのか、ここらあたりの件について、まず伺ってみたいと思います。

○縄田地域づくり推進課長

ただいまの公民館、それから連合自治会の名称が落ちているという御質問と思いますが、コミュニティ組織自体は、あくまでも単位自治会、住民の集合体であります。ですから、連合自治会と公民館組織が全くなくなるというのではなく、コミュニティ組織の中核をなすものということで、今回は名称を外しております。

○加賀美委員

全体のコミュニティを運営する会長がいて、副会長がいて、事務局があつて、そのもとに生涯学習をする公民館部会、それから、地域の連合自治会の総括をする連合自治会、さらには福祉協議会あるいは青少年、そういったものを入れないで、じゃあそこの部はどうするのかと、これがなかったら……僕は、恐らく、今何か、光市に連合自治会組織とか何か別の組織ができていますよね。

いわゆる連合自治会はコミュニティの中にある組織であつて、これを別個にして曖昧なものにしたら絶対組織はうまくいきません。なぜ、連合自治会とか公民館部会、公民館部会から生涯学習部会になっていますね、平成18年のとき

の概念図を見ると。そこはあくまでも生涯学習の部門だと、それから連合自治会の部門。

こういうものがあって、初めてコミュニティが全部形成されるのだと、何かしらん2つだけのけて、これは別なものだということになると、組織はうまくいきません。いわゆる地域コミュニティの中に全部をひっくるめて。

これ以外に、ボランティアの会とか、そういうものを、ボランティア部会でも何か入れて、一つの部会長を置いて、そうして運営をしていくのが一つのコミュニティじゃないかと思うのです。

その辺をよく考えてみていただけませんか、そうしないと、この組織は絶対うまくいかないと思います。

そして、じゃあコミュニティの会長は公民館長だというような変なことにならないように、コミュニティはあくまでも地域の一番リーダー、リーダーにふさわしい人がコミュニティの会長であって、全体を引っ張っていくのだと、そのもとにそれぞれの部長がいて、個別の活動をやっていく、福祉なら福祉のことをやっていく。

今の形を見ますと、コミュニティ協議会があって、それから公民館長がいて、連合自治会長がいて、福祉協議会の会長がいて三本立てになって、会長は公民館長だと。何故かという、公民館長については月々に手当が出るわけです。だから、それを会長に置いて、副会長が連合自治会と、福祉協議会の会長にしている組織が多いのですけど。

そうじゃなくても、一本化した中で、会長がおって、副会長が誰かおって、そしてそれぞれの公民館活動をやる責任者を置いていく、連合自治会の活動をする責任者を置いていくという形があって、初めて組織がうまくいくのじゃないかと思うんです。

そして、今度は、次に領域の問題にちょっと移ります。

これ公民館に全て置くちゅうことで、これは全部、この置くちゅうことについては非常に問題があると、だから、これはやっぱり地域を限定して、どういう区分に分けるかというのはともかくとして、中学校区でやるか、あるいはある程度分けて、区分けをして、一つのコミュニティ組織をつくっていくと。

基本的には、最終的なコミュニティは地区自治会なのです。防災会議もそうですし、町内会単位につくっていくのが一番理想的なまちの運営ができるわけであって、そういった集合体のものがコミュニティ組織なのであって、だから、これを中学校区にするか、あるいは人口比率にするか、今の形じゃ、今まで御議論された中でかなり苦労されたのは、大和をどうするかと、人口が約2万2,000人の浅江が1つであって、8,000人の大和に3つ公民館があると、そういうところが問題であったのですけれども、そういうことを踏まえた公民館

の単位をつくっていくというようなことも、これから検討されていくべきじゃないかと思うんです。

その辺についちゃどういうふうなお考えであるかお聞かせ願いたいと思います。

○縄田地域づくり推進課長

まず、連合自治会、公民館の、組織体制図の中に名称がないという御質問がありますが、コミュニティ協議会自体が今の公民館、連合自治会の組織になるというか、コミュニティ協議会の中心は今の公民館であり、連合自治会であるということから、この組織体制図の中に連合自治会と公民館という名称が入っておりません。

あくまでも一番上のコミュニティ協議会の中に、この2つの組織が含まれるということでもあります。

それから、地域コミュニティの範囲についてであります。これにつきましては、委員言われるとおりいろんな意見がありまして、中学校区でやるのがいいとか、小学校区でやるのがいいとか、さまざまな今意見をいただいております。

コミュニティ組織自体は住民の共同体意識のある中で構成をするのが一番いいというのはあります。その中で、今後、地域との対話を通して、その地域の範囲はどの範囲がいいのかということも含めまして、今後検討していきたいと考えております。

○加賀美委員

18年度に概念図をつくった当時からの話し合いの中では、将来的には、いわゆる地域コミュニティを一本にして、そこに、例えば1世帯当たり幾らかの助成金を出して、そこで自主運営できるような体制をしていくと、例えば、公民館長に今手当が出ていますものを、そういうものの問題は、地域に助成金を出してその中でうまく運営していこうというようなことが最終目標だったはずなんです。

だから、そういうことを考えた上での組織体にしておかないと、じゃあ従来どおり公民館長には手当が出ます。ほかの人は出ません、何にもない、奉仕ですと、そういう状況が、今後考えなければならない問題点の一つだと思うのです。

だから、この辺は将来方向として任せて、そこで少しですけども交通費とかそういうものを出せるような体制にしておこうと、部長クラスとか、三役とか。そういう形があったのです。

それからもう一つは会計報告です。会計報告はコミュニティー本でやっていること、今は、公民館は報告ない、会計報告は。連合自治会と福祉部会と青少年部会だけが各公民館とも会計報告を個別にやっていると、この辺についちゃとうとう歴代の部長が音を上げちゃって、どうしてもこれはできんと、今の組織の中じゃ。

そういう意味から、行政が一つのプランをつくって、そして、それぞれの公民館長あるいは地区協議会の会長を集めて、一同に集まって、そして方向性をつくっていくと、きちっとして、みんなの意見を出して、一つの方向性を出して一つのやり方をつくっていくちゅうやり方をしていかないと、個別に聞いたら、各地区の特性が皆出てきてうまくいかないと思うのです。

そういう点について、審議会でもいいから手当を出すような形にして、そういう会を特設設けて、そして、市のほうで案を出して行って、皆さんの声をみんなて意見をまとめ上げてつくり上げていかないと、こういうことにいいものがないと思うんです。

恐らく、連合自治会と公民館部会がないことについて、ある地区の協議会に持っていったら、これはないではないかちゅう声出てくると思うんです。それは、コミュニティ協議会の中に入っているって言うたって通りません。

部長ちゅうんがおって、部長が責任を持って、部会を統括するわけだから、公民館の生涯学習については、生涯学習部会の人々が責任を持って公民館の行事をやるわけだから、連合自治会については連合自治会の運動会とかそういったものは、その連合自治会部会、そりゃ何ちゅう名前でしたか、ちょっと18年のときの概念図は覚えていませんけど、連合自治会とは言っていないんだけども——地域部会かな、地域部会と言っていた、そういう部会をつくってやっている。

そういう組織図を、きちっとしたものをつくっていかないと、これはやっぱりもとのもくあみになっていくんじゃないかと思うのです。

ちょっとこれは言い過ぎかとも思いますけども、これは市長の御意見でお聞きしたかったんですけども、6月議会で聞いたかったんですけど、ちょっと都合でできなかったんですけど、例えば自治基本条例ができて、行政が地域の意見を聞くちゅうときに、じゃあその相手側であるコミュニティといった場合に、じゃあどこが相手になっていくかと、そういうところまで考えた、やっぱり組織図ちゅうのをつくっていくのが今後の方針じゃないかと思うのです。

その辺を考えた、これからの固め方をやっていただきたいと思います。

○委員長

要望でよろしいですね。

○加賀美委員

結構です。

○木村（則）委員

今、コミュニティ推進基本方針の案ということで中間報告を受けました。大変よくできているなというふうに、私は感じております。

この背景となるものはさまざまな所管をまたぐことではありますけれど、年少人口、生産年齢人口、老年人口、こうしたもののバランスの中で、どのようにして地域のコミュニティをつくっていくか、人口は減少に入るわけですけど、特に顕著なのが、年少人口と生産年齢人口が減少する中、どのように地域を支えていくか、こういったことが大事になるんだろうと思います。

そうした中で、今こういったことを考える中で、地域との協働ということでさまざまな施策が出ております。

この中にも出ておりますけれども、コミュニティの活動を行う上での問題点ということで、さまざまな話がありました。特に、行革の一環で行政主事をなくしたのではないかというような、こういった意見が出たというのは、まさしくそのとおりだと思います。

今後、自主運営をしていく上で、やはりこの自主運営は大事だという認識はありますが、行政が手を放すのが早過ぎたというような視点が一つある。そんな中で、この中に示されておりますように、地域と行政との役割、ここのポジショニングがまず大事なだろうと、その中で、行政がかかわる、地域担当職員、こうした者が地域のコーディネーターであるとともにファシリテーターとしていかに機能するか、ここが一番重要なポイントじゃないのかなというふうに感じています。

大きな福祉、大きなサービスというのは、今高福祉高サービスというのは無理な時代です。いかに地域としてこれを担っていくかという観点から考えても、今、その過渡期にある、その過渡期にあるこのコーディネーターがいかに機能するか、これが地域のコミュニティとして機能するかどうかにかかってきている、そのように思っています。

その中で、少し気になったのが、先ほど同僚議員からもありましたけど、領域の問題、こういったものは今後また策定されるまでにいろいろな御議論をされてお決めいただければ、またお示しいただければ、またその時点で考えていきたいというふうに思っておりますが、個々の部分、本来なら高福祉高サービスということで、小さい単位が理想ではあるけれど、ある程度集中と選択が必要だと、どこにどういうふうな形で予算をつけるか、また、そういった運営費

補助じゃなくて事業費補助にいかに変えていけるか、これがこの肝だと思っております。

だから、地域のコミュニティを地域の特性を生かして、その地域独自のものをつくらなきゃいけない、ただし、同僚議員からもありましたように、地域の独自性ととも、やはり一つの核となるもの、それをつくる、これが今ないのだと、そこをしっかりと押さえていただいて、この方針を策定していただきたいという、私はこれは要望ですが、また9月にお示しいただけるといことで、何か御意見あればお伺いしたいと思います。

○縄田地域づくり推進課長

ただいまのコミュニティの範囲とか、行政とのかかわりとか、そのあたりの御意見をいただきましたが、今後も懇話会あるいは連合自治会、公民館長、さまざまな方から当然ご意見・ご要望を聞く機会があります。その中で、行政としてどこまで入っていくかということも、地域の方に説明する必要もあると思っております。そういった今からの協議、検討等含めまして、8月末をめどに最終案をまとめたいと思っております。

○木村（信）委員

では、最終案を期待しております。それと同時に、常日ごろから私申し上げておりますように、これはこの所管だけに限らず、全部にまたがるようなまちづくりの基本方針の策定だというふうに感じておりますので、よろしく願いしたい。

○磯部委員

地域の特色はあるのですけれども、やはり今、加賀美委員さんもおっしゃったのは全体のやはり仕組み、組織、そういうものをきちんと明確にすることによって、従来の名称とこれは統一されると。やはりそこがきちんと体系的なものがあると、表示されていると地域の皆さんも誤解がないようなものになっていくのではないかなというふうに感じましたので、先ほどの表の中でも決して理解できないところではないのですね。

だから、それを丁寧に御説明しながら、従来の公民館、連合自治会、そして青少年育成、そしてもう一つ社会福祉協議会、この4つの部会がどういうふうな形で一つのものになっていくのか、それが要するにコミュニティセンターの一つの組織体系になろうかと思っております。

今どうしても各地域によって、公民館の運営の仕方、長い歴史の中で一遍に払拭するというのは非常に難しいところもあるのですが、組織図をきちんとし

たものにしていくことこそ、皆さんがこれから長い歴史の中で、築いていくための意識の醸成になると思っておりますので、そこは丁寧に御説明をするしかないと思っておりますので、決してこれがよくてこれが悪いというのではなくて、今度示される中のわかりやすい組織図というものをお示しただけならなというふうに思っております。

そして、今さっきも私も自分の経験の中で思っているのですが、自主運営の中で会計を、補助金が投入される中で、きちんとした明確なお金の流れというのは絶対やらなければならないところでもありますし、例えばコミュニティセンターと言われる名称にずっと変わっていくかもしれませんが、その中の施設の管理、そして責任、管理運営のあり方、責任者、ここが今も非常に不明確なところがあるので、私も経験上そのあたりをお願いしたら、室積に関しては非常に長としての出張所長さんこちらにいらっしゃいますけど、その出張所長さんがそういう配慮をしてくださって、今はきちんとしたその、体系図はないんですけれども、積極的にそういうことをしてくださっていると。

そういうふうな皆さんが意識をつけないと、このあたりの取り組みが、せっかくいいものができても、難しいのかなというふうに思っておりますので、最後の地域、27ページ、地域活動の財源で(4)ですけれども、ここはもう少しわかりやすく御説明をすると皆さんも御理解をいただけるころなのではないかなというふうに思っておりますので、このあたりの責任と言ったら言葉が悪いんですけれども、コミュニティの館を運営するにあたって、そののやっぱりコミュニティセンター長というものがあるのであれば、どのあたりでその責任の所在を明確にしなきゃいけないのか。やはり自主的にやられる方が、それを責任を負うというのは非常に課題も多いと思いますので、そこはやはり行政がかかわっていかなければならないとこだと思います。

そこをもう少しわかりやすく、今後つくる中で御説明いただけたらなというふうに思っております。

そして、26ページの地域担当職員制度、これは随分前から提案もしてきましたが、随分検討もなされてきて、もう今後そういうものが実行されるんじゃないかなというふうに、ちょっと私勝手に思っていたんですけれども、今から検討しますというふうに書いてあるのですが、もう何年も前からいろいろこのあたりが絶対必要だという認識が行政の中であつたと思います。

それで積極的にそのあたりは進められて、やはり行政が主導していかなければ、なかなか地域に任せるとするのは難しいところがあるんですね。いろんな考え方の方がいらっしゃいますから。このあたりのことは、今後どういうふうにされる。この方針のところではどうかと思いますけど、このあたりの考え方、現状での考え方はどのように捉えていらっしゃるのか、わかる範囲で

結構です。

○縄田地域づくり推進課長

地域担当職員制度の件であります。これにつきましては、全国でさまざまな方法、手段があります。その中で、光市ではどういった形が一番スムーズに地域にとってもいいかということで、このところにつきましてはこれから関係所管等と協議をして、細かいところを決めていきたいというところでもあります。

○磯部委員

今後、確実にそういうものがやっけていかれるための検討をされているとおりますので、期待しておきたいと思ひます。

また、この地域というのはやっぱり人材育成が一番のキーワードだと思ひているんですね。公民館の関係の方たちの御意見の中にも、やはり若い人たちがなかなか、担い手が育成できていないという、高齢化とか、もう同じ方がずっとやらざるを得ない環境という、本当にそういうところがどこも一緒だと思ひますけれども、若い人たちを引き込んでいくというこの人材育成、キーマンになるところ、ここが大きな私はポイントになるのかなと思ひているのですけれども、このあたりはどのように、この中に取り込もうとしていらっしゃるのか、1点お聞かせください。

○縄田地域づくり推進課長

今、議員のほうからありました人材育成についてであります。地域の中には多くの人材育成が今、表に出ている部分もありますけど、眠っている人材育成もかなりたくさんあると思ひます。こういったものを引き出すために、今後地域との対話の中で課題を見つけて、それに向けた取り組みの中でどういった人材があるよとか、そういった話を地域の方から聞きながら、行政と一緒にやって地域づくりを進めていくということで考えております。

○磯部委員

ぜひ私はこの方針非常にアバウトですけど、中身の濃い物すごく一つ一つ読み上げると非常に思いが詰まった方針内容と私は受けとめておりますので、方針ですから、今後具体的ないろいろなことが、各地域でもっと活発な御意見が出てくると思ひます。

今ちょっと不安な部分をもう少し整理しながら、また地域担当職員制度のみならず、職員さんも地域に帰れば地元があるわけですから、やはりそういった職員さんが住む地元での積極的な活動、またそこに引き込んでいく声、こうい

ったものも職員さんの地域担当職員制度の中の、ただその制度の職員さんだけではなくて、職員全員が地域に戻ればその地域の活動をしっかりと一緒にやっていくという、そのあたりも職員の意識改革というところがありましたので、ぜひともそのあたりもお酌み取りいただいて、文書の中に入れ込んでいくと、さらにすばらしいものになるのではないかなと思いましたが、そこは引き続き御検討いただきたいというふうに思っております。

○加賀美委員

副市長に聞いてみたいのですが、市長も特に協働のまちづくりというので力を入れておられるのですよね。こういったいわゆるコミュニティ推進方針というものについては、やっぱり企画調整会議などで、基本的な事項について方向性を出されるべきじゃないかと思うのですが、その辺については具体的にどういう取り組みをしてこられているのか、これらについてお尋ねしてみたいと思うのですが。

○森重副市長

大変、これまでこのコミュニティに関する基本方針につきましては、やはり重要な課題であるということから、全庁を挙げてこの問題にはさまざまな観点から取り組んできたところがございます。そうした中、地域に課題があるということは当然のことながら行政として認識をしておりますので、いわゆる市の中の最高決定機関であります政策調整会議の中で、議論を行ってまいりました。

本来であれば、25年度中にこれを策定する予定でしたが、政策調整会議の中で、多様な意見がありました関係で、それを精査し、調整をし、一つの方向性としてこのたび議員各位にお示しをさせていただいたということで、今回示させていただきました。今年度中の策定に向け全力で取り組んでいるという状況でございます。

○加賀美委員

御努力されたところは見えますけれども、本当にこの組織図でうまくいくのかなという感じがするのですよね。ベクトルをきちっと合わすということが、市内の各区域にそういうコミュニティの組織をつくったときに、本当にベクトルがうまく合って、光市が目指す一つの施策に対して地域がきちっと対応していけるような方向性ができるだろうかという疑念が感ずるのですよね。この組織でね。

先ほど言いましたように、何か公民館も、公民館と連合自治会が別な組織のような感じがするし、別個に動いているような感じがするし、じゃあ一体、本

当の組織は一体何なんだろうかと、コミュニティの組織はね。そういったものを、もっと市として真剣に取り組んで、きちっとした概念図を見せていただきたいと思います。要望です。

○森戸委員

ちょっとお尋ねをいたします。このコミュニティの推進基本方針、なかなか正しい答えが見つげにくい中で、これだけのものをまとめられた担当の皆さん本当お疲れさまというのを、まず申し上げたいと思います。正しい解があるようでありませんで、間違っていたら訂正をすればいいと思いますので、それがまた地域づくりだと思います。

地域コミュニティを活性化する方法ということで、私は2つ今いろんな議員さんの質問を聞きながら感じたのですが、地域を活性化する、このコミュニティ基本方針のバックボーンとなる上で、ベースとなるところでちょっと質問してみたいのですが、活性化する方法として2つある中で、1つは新たな人を入れるというのが地域組織を活性化する中で、流動化する方法だと思います。

もう一つが、コミュニティに参加するのが楽しいといえますか、おもしろいと思えますか、じゃないとなかなか人が新たに入ってくないと思えますので、その2点でちょっと質問してみたいと思うのですが、新たな人が入ってくない限りやっぱり組織は活性化していきませんので、6ページの自治会の加入率というところで見たいと思うのですが、82%というようなことなのですが、この自治会の加入については、私も以前ちょっと委員会の中でも質問しましたけど、加入をしていくようなマニュアルとか、そういうものについて整備していくようお願いしてきたと思うのですが、その辺はどういうふうになってきていますでしょうかね。

○縄田地域づくり推進課長

ただいまの自治会加入率についてであります。あくまでも自治会自体は任意団体でありまして、強制的に加入させることは行政としてはできません。ただし、自治会の必要性というのは当然行政としてもわかっています。行政としては強制的にはできませんが、自治会等からお願いするという形で自治会に入ってもらえることは可能だと思います。そのあたりで、特にマニュアル的なものはありません。

○森戸委員

たしか、そういうものはつくるような話がありませんでしたっけ。自治会長さんが、新たに自治会に入ってきた方に関して、関してというか、自治会とは

こういうものですよというものを示して、自治会に入ってもらいやすくする
ようなものをつくるという話がありませんでしたっけ。

○山本市民部長

確かに自治会の加入率を上げていくというのは大きな課題でもありますし、
今回のアンケートの中でも8ページにこういった近所づき合いや、地域の連帯
の必要性が必要があると思うというふうに答えられた方が約77%おられますの
で、そういった土壌はあると思います。

ただ、じゃあ行政としてどういったことができるのか、今有効な手だてとい
うのがなかなか思い当たらないところなんですけども、今言われた自治会勧誘の
マニュアル、そういった冊子というのについては、ちょっと申しわけありませ
ん、帰って調べさせていただけたらと思います。今、ちょっとその辺の状況を、
過去の経緯を把握しておりませんので申しわけありません。

○森戸委員

わかりました。この方針に向けていくのに必要なのは、新しい人を入れてい
くということでの質問趣旨で、これ以前にも質問を何回かしていると思うので
すけど、これ連合自治会、市内の連合自治会からそういうものをやっしてくださ
いというような要望で、たしか検討しますよというような話だったと思ったの
ですけれども、違いましたっけ。わからないのであればしょうがないですね。

1つは、この加入率を上げて参加していない人を参加してもらおうというのが、
一つ私はキーポイントだと思います。先ほどもありましたけど、人を探すとい
う部分で地域で考えて探していくような話をされていましたが、例えばある
コミュニティの団体で、県職員さんがトップにつかれています。私最近
初めて見た、初めて見たといいますか、おやじの会とかそういう部分で県の職
員さんがなって、びっくりをしたのですけど、何が言いたいかという、そう
いう人材がたくさん実は眠っているのだなというのを実感しました。

ですので、そういう部分の探し方というのですか、そういう探し方も地域の
公民館なりと行政がタグを組んで探していくというのも一つの方法かなと思
うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

ただいまの地域の人材ということではありますが、確かに地域に眠っている人
材というか、表に出ていない人材というのはかなり多くあると思います。こう
いったのをいかに見つけて表に出てもらうかということではありますが、このあ
たりは地域での対話とつながりという、この基本方針のキーワードでもありま

すけど、さまざまな対話の場をつくりながら、そういった情報を入手して、まだ地域に眠っておられる有望な人材を見つけて、地域に参加していただくような形をとればと考えております。

○森戸委員

一旦、終わります。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○木村（則）委員

今回のこのコミュニティ推進基本方針ですけれども、本当に今後のまちづくりにとって重要な役割を果たすといえますか、重要だろうと思います。

そうした中、ぜひ市民部の部長さんをはじめ、地域づくり推進課の皆さんには今後どんどん活躍をしていただきたいわけですが、そうした中、私の考える策定の目的といえますか、あるいはコミュニティの本質というのは、単に公共の担い手を市民に求めるとか、あるいは市民との協働で実現をすることだけではなくて、やはり市民一人一人がさまざまな市民活動に参加をする、そうした活動の中で自分が必要とされる場をつくる。その結果として生きがいに結びついていくと。

そうしたことから、市民が心身ともに健康になる。やがて市民の幸福度が高まっていくと。そういったことも、私はそのコミュニティという言葉の中に内包されている大きな意味合いだというふうにはちょっと思っておりますので、これは意見ですけれども、そういったことも少し含んでいただけるとありがたいかなというふうに思っております。

○磯部委員

せっかくの機会ですので、1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

国保の関係なんですけれども、以前より国保料も抑えて加入者の皆さんのためにいろんな御苦勞をされて、お金が上がらないけれども予防の観点からいろんな検査の内容なんかも、項目なんかも増やしていらっしゃると思います。

その中で、国保のレセプトの点検状況の中で、以前も私、お話したことがあると思うんですけれども、電子化がされておまして、患者さんの重複受診とか頻回受診とかそのあたりの原因というものが発見もできるでしょうし、また保健師さん、健康増進課から1人配置を、配置というか国保のためにいろいろ保健指導なんかもやっただけしているのですけれども、このあたりで特に糖尿関係の方の予防に関しては、先ほど申し上げましたけれども、クレアチニン

の検査、そのあたりも国保料の料金に加算されずに皆さんにそういったものを受けていただくような、そして一番結構今多くなっている糖尿の患者さんを防ぐ予防の意味で、そういった取り組みもなさっていると思っています。

最近ですね、そのあたりの成果、効果も二、三年にはなるか、3年くらいになるかなと思うんですけれども、そのあたりの効果や電子化されたあたりの突合とか縦覧点検、そのあたりの細かい分析をしながら、国保に加入された方々へのいい意味での、医療費を使わなくて済むような、やはり取り組みの事業展開になっているのではないかなと思っているのですけれども、ちょっと具体的に申し上げられないのですけれども、そのあたりの今までの取り組みの中の成果、そのあたりの検証というのが、もう3年くらいたちましたのでどのように分析されているのかなというのをひとつお聞きしておきたいと思っております。

○田村市民課長

電子化されたレセプトの活用でございますが、保健指導に電子データ自体は、今は活用していないという状況ではございます。

今後は、特定健診やレセプト情報を分析し、直ちにに取り組む健康課題と中長期的な、健康課題を明確にしたデータヘルス計画策定が、国のほうから示されておりますので、今後そういう計画を策定していく中で、どういう活用をしていくかは検討していきたいなというふうに考えております。

次に、保健師の活用状況でございますが、医療費適正化のために受診件数の多い多受診者や同一病名で幾つもの病院を受診するいわゆる重複受診者に対し、訪問指導や電話勧奨等の指導を進めるとともに、保健指導への立ち会いや助言などを実施しております。

最後に血清クレアチニン検査でございますが、平成22年度から特定健診の中に項目として追加して取り組んでおります。効果ですが、短期間で効果があらわれるものではないと考えております。早期発見・早期治療という中で、中長期的には医療費の削減につながるというふうに考えております。

○磯部委員

見えないところで非常に細かいいろんなことも取り入れられていらっしゃるのですが、引き続きそれあたりをきちんと整理していただきたいということと、やはり医療費、これから退職された方がふえて、どうしてもその退職した後の健康診断とか、そういうものは仕事していたときよりもなかなか行かなかつたり、そういう病気が思わぬところから重病になったりとか、そういう可能性があると思いますので、そこはやはり退院された方、健診を受けられるというのが一番大切なんですけれども、なかなかそこまでいかない状況もありますが、やは

り国保料を上げないためにも、国保の会計も維持していくためにも、やはり電子化されたものとクレアチニンの効果と健診、今から国がデータヘルス計画というものを示されるということでしたので、トータル的に予防医療の観点から今後とも充実していただきたいなというふうに思っております。

○森戸委員

カーブミラーの状況についてちょっとお尋ねをいたします。カーブミラーの設置基準と、今市内でどのくらいの個数がある、どのように管理をされているのかお尋ねをいたします。

○藤本生活安全課長

今、市内では4月1日現在で1,736本所在しています。カーブミラーの設置基準は、道路反射鏡設置指針という社団法人の日本道路協会の指針に基づいて行っております。それと、光市の取り決め事項として3点ほどということで、まずは民地ではないことということと、不特定多数の使用により事故を未然に防ぐことができ、効果を十分発揮する場所ということと、あと3点目に交通安全施設の要望があり、または道路管理者が必要と認めた場合、自動車、自転車、歩行者の交通量を把握し、設置しているという状況でございます。

もう1点、保守管理については職員の巡回による状況と、あと道路管理者の通報、もしくは警察等の通報によって、現地で確認調査しております。

○森戸委員

わかりました。設置をされてから相当年数がたっている。非常にカーブミラー自体が見にくいというものかなりあるのではないかと思います。その辺のところの取りかえというか、把握も含めてはされておられますでしょうか。

○藤本生活安全課長

市民から要望があった場所について、曇るという要望中で、調べてみましたが、当初からアクリル製のいわゆるカーブミラーを使用していたということで、随時今蓄熱材を使用したカーブミラーと準ずるステンレス製のカーブミラーを設置しながら改善を努めている状況でございます。

○森戸委員

単価で見るとどうですか、アクリルと今のおっしゃられた部分では。

○藤本生活安全課長

アクリル製は4万9,700円という状況と、ステンレス製のカーブミラーについては6万1,500円というような状況になっております。基本的な単価として。

○森戸委員

わかりました。蓄熱はもうちょっと高いんだろうと思いますので、かなり古くなったところ、交通安全の部分で非常に危ないところがたくさんあると思いますので、そういうところは順次変えていっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

もう1点お尋ねするのは、市内に防犯カメラといいますか、防犯カメラは実際どのくらいあるのでしょうか。今後、防犯ということでふやしていくべきなのかどうかわかりませんが、まずはどのくらいあるのかという状況をお知らせください。

○藤本生活安全課長

光市においては、光地区防犯団体連合会が設置しております防犯カメラなど6基設置しております。

○森戸委員

どんなところに取りつけてあるのですか。

○藤本生活安全課長

主に犯罪が多くあるような駅等に設置しております。

○森戸委員

この防犯、どこにあるというのも教えられないでしょうからあれでしょうけど、ほかの市町がどうなのかわかりませんが、どうなのですか、ふえていく傾向に当然あるのだらうと思うのですが、これは当然事業者の全部負担でやっぺいらっしゃるんでしょうけど、どうなのでしょうかね、今後の動きというか、ふえていく流れなのか、例えばどういう方向に進んでいくべきものなのでしょうね、この防犯カメラについては。

○藤本生活安全課長

光市の補助金と周南市の補助金により、光地区防犯団体連合会の予算の範囲内で毎年、設置しております。昨年1件だけ旧熊毛地区に光地区防犯団体連合会が設置しています。現在、民間の商店等は自分で設置している場合もありま

すので、人が集まる場所、犯罪が多くなる場所があれば、光地区防犯団体連合会が設置について検討されるのではないかと考えています。

○森戸委員

わかりました。現在6基くらいの数でございますので、今後どうなるかわかりませんがいろんな全国的なところを見ていくと、あつて非常に便利という側面もありますし、監視社会になるって側面もありますし、現状だけはよくわかりました。

○木村（則）委員

元気なまち協働推進事業ですけども、これ選考にあたっての交付に至るまでの選考のポイント、そして方法ですよね、選考の方法をお教えいただけますか。

○縄田地域づくり推進課長

ただいまの元気なまち協働推進事業の選考方法であると思います。選考につきましては、町内の委員で構成した選考委員会を設けまして、5つの項目を設定して選考しております。1つ目が社会の要求と、2つ目が企画力、3つ目が想像力、それから4つ目が実現性、それと最後が光市らしさと。この5つの項目をもとに採点をして、6割超の活動団体に対して補助をすることと決定しております。

○木村（則）委員

その得点をあらかじめ設定をして、それを超えたものをということであったのですかね。合格点というものは最初から何十点かに設定してあった。ちょっとそこだけお尋ねしたい。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○縄田地域づくり推進課長

元気なまち協働推進事業の審査につきましてですが、先ほど申し上げましたように5つの項目で、1点から5点までそれぞれ点数をつけまして、その合計点数の6割強、6割を超えるものをまず対象としております。

○木村（則）委員

5項目があつて、その配点は1項目ずつ違っているのですか。それとも1項目100点ずつとか120点ずつとか何かあるのですか。合計金額は1,000点でしたか

ね。今、資料ないですか。

○縄田地域づくり推進課長

評価点数ですけど、1項目につき1点から5点まで。で、5項目ありまして、その中で審査員メンバーの合計点数が6割超という形になっております。

○木村（則）委員

済みません、じゃ、1点から5点ということは、5点を獲得したほうがいいとすれば、5×5、25点が満点で、その6割超ということなのですね。それで、要は6割超に入っただけのだけれども、この交付を得られなかった団体というのはあるのですか。

○縄田地域づくり推進課長

今回につきましては、20団体のうち12団体が6割超の点数でありました。そのうち11団体が交付決定という形になりまして、残りの1団体につきましては、光10周年記念行事の30万円の事業がありまして、そちらのほうと両方に応募しておられましたことから、10周年のほうを優先されたということで11事業となっております。

○木村（則）委員

はい、わかりました。じゃ、その1団体は10周年のほうと、この元気なまち協働推進事業と同じ事業内容で応募されたということなのですね。

○縄田地域づくり推進課長

そういうことであります。

○木村（則）委員

はい、わかりました。

○委員長

ほかにございませんでしょうか。

なければ以上で、その他（所管事務調査）を終了し、ここで、執行部交代のため暫時休憩といたします。なお、再開は13時35分といたします。

・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・

4. 総務部・消防担当関係分

(1) その他(所管事務調査)

○加賀美委員

今現在、防災行政無線の整備が続けられていると思います。その整備状況について、現在までの状況がわかれば教えていただきたいと思います。

○小田防災危機管理課長

平成25年度で室積、三井地区の屋外拡声子局21局の整備が完了しました。広報でもお伝えしていますとおり、6月20日からこの地区の運用を開始しております。

平成26年度の整備状況でございますが、島田、浅江地区の屋外拡声子局の鋼管柱の建柱をおおむね完了しております。現在、三井、周防地区の鋼管柱の建柱を行っております。また、25日ごろからは、大和地区の工事にも着手する予定でございます。

○加賀美委員

はい、わかりました。じゃ、具体的にちょっと質問をさせていただきたいと思います。

この防災行政無線が、今、試験運用をやっているわけですが、来年4月から実際の運用を開始するわけでありませけれども、この場合、緊急通報だけでなく、平時には市役所からのお知らせなど放送するのとか、その場合の許可はどこが出すのか、このあたりについて、まずお尋ねしてみたいと思います。

○小田防災危機管理課長

議員お尋ねの緊急通報以外の通報でございますが、普通通報といいまして、市民全体に啓発をするような通報につきましては行うようになります。

例えば渇水の呼びかけ、乾燥をしておるので火災に関する呼びかけ、それとあと選挙等の呼びかけ、というような市民全体にお知らせをするというような事柄については普通通報としてお知らせをしまいたいと思っております。

誰が許可をするのかということですけども防災危機管理課のほうにそれぞれの原課から申請をしていただきまして、総務部のほうで決裁し妥当だということになれば放送をするようになると思います。

○加賀美委員

例えばある地区で、認知症で行方が分からなくなった場合など、先般の一般質問でもありましたけれども、一斉放送などで一斉放送をして探し出すことができるのかどうか、このあたりについて、もう一度ちょっとお考えを聞かせていただきたいと思います。

○小田防災危機管理課長

認知症の行方不明の方が出た場合ですが、光市の防災行政無線局運用管理規定に照らし合わせてみますと、緊急通報あるいは市長が特に認めるその他の通報で放送することが可能であると思います。

ただ、いずれの場合にしましても、今まで行っておりました方法でどうしても見つからない、捜査が長期化してその行方不明者の方の生存率の低下が危惧されるというような、緊急性を伴う場合、そのときの経過、あるいは状況を判断して放送する必要があると思います。

防災行政無線自体は、確かに市内一斉に放送できて有効な手段ではあると思いますが、放送できる項目というのはある一定の基準というのは、やはり設けていかなければいけないと思います。ですから、先ほども言いましたが申請があれば何でも放送できるというのではなくて、放送内容については、私どものほうで具体的に審査してまいりたいと思います。

ですので、福祉が行っている方法につけ加えて防災行政無線を利用するということになれば、どういった場合を想定して使用できるかどうか等について勉強してまいりたいと思います。

○加賀美委員

ですから、今後検討していくとそういう感じでよろしいですね。

次に、緊急時はともかく平時での放送などについて、頻繁にやることによって交代勤務者などに弊害は生じないかと、そういう危惧をるところがあるのですけれども、このあたりについてはどういうふうなお考えをしておられるか、お尋ねしてみたいと思います。

○小田防災危機管理課長

基本的には防災行政無線自体というのは、緊急時に鳴るものだと考えていただければいいと思います。平常時に鳴るものは、先ほど言いましたような市民の方に啓発をすることが主になろうかと思えます。

ただ、そうはいいまして、やはり大音量で音声流れるものでございますから、時間的に制限をかけて、音量を調整しながら流しております。内訳としましては、午前8時から午後4時59分までの日中は大で放送します。それと、

午後5時から午後7時59分までの夕方につきましては、大の75%の音量、中で放送しております。

それと、午後8時から午前7時59分までの夜間から早朝にかけては、大の50%の音量、小で放送しております。例えば今運用しております室積地区の例で言いますと、ミュージックチャイムを夕方6時に流しておりますが、これは中で放送をしております。それと、普通通報として訓練通報で、地域の防災訓練のお知らせをするということになると、午前7時に放送しますが、この時間帯でありますと訓練通報は小という格好で行うようになります。

ただし、緊急時、例えば津波であるとか避難情報なんかの緊急通報の場合は、昼夜を問わず大で放送するようにしております。ですので、時間帯を調整しながら音量を決めておるところでございます。

○加賀美委員

今、午後6時に時報を鳴らすという話がありましたが、その必要性はなぜ鳴らすのか、ここらあたりについて、必要性をお尋ねしてみたいと思います。

○小田防災危機管理課長

ミュージックチャイムにつきましては、屋外拡声子局77カ所を整備してまいりますが、それが正常に鳴るかどうかの動作確認のために行っております。

○加賀美委員

かつて地区にある子局から親局に対して情報が送れるというふうなことを聞いたことがあるわけですが、そういうことが77カ所全てで可能かどうか、ここらあたりについてお尋ねしてみたいと思います。

○小田防災危機管理課長

子局から親局の方に情報が発信できる子局というのは、アンサーバック機能を備えている子局に限ります。アンサーバック機能を備えている子局は、災害時の避難所となる小学校の体育館、あるいは公民館、あるいは市役所から距離の遠い、例えば牛島であるとか、室積の岩屋、東沖、西沖、五軒屋、それと大和の生野というようなところにあります屋外拡声子局にも、なかなか市役所の広報車が行けないとか、連絡が取れないという場合を想定しましてアンサーバックをつけています。

ですので、市内で総合通信ができる機能を備えた屋外拡声子局というのは34局ございます。

○加賀美委員

念を押しますと、一応34局の子局からは親局に対して返答ができると、アンサーバック、それができるとこういうふうに理解してよろしいですか。

○小田防災危機管理課長

そのとおりでございます。

○加賀美委員

以上で終わります。

○中本委員

防災行政無線についてお聞きしたいと思います。既にもう室積、三井地区では試験放送あるいは20日から放送開始されるということは報告がありました。

緊急通報、普通通報ということですが、この試験で放送するために、防災訓練の訓練通報等を含めて、動作確認をするためには非常にいい試験放送だというふうには思っております。

所管をまたがりますので答えられる範囲でいいのでよろしく願いいたします。

今まで各地域のいろんな緊急情報、あるいは消防関係の通報、警報、あるいは教育サイレンは公民館の施設を使って地区に流しておられました。今後は、公民館も今は夏の時間帯、冬の時間帯でサイレンを地区に流しながら、その時間帯で確認をするというような状況です。

今後、この防災訓練、防災行政無線が最後に全部仕上がって、現在もそうなのですが、試験放送をしているので、室積の公民館は従来どおり今の夏は6時、冬は5時でサイレンを鳴らしている。浅江もそうだし、三島もそうだし、小周防もそうだし、そういう状況であります。

その後には、今後どうなるのか。答えられる範囲で結構ですので、同時に鳴らすのか、あるいは片方をやめるのか、ちょっとその辺を確認しておきたいと思えます。

○小田防災危機管理課長

現在、一部運用を開始しております室積、光井地区でございますが、室積公民館で時報が流れております。御紹介のように6時と5時、夏季と冬季に分けて放送をしておったわけですが、室積に限りましては、今の時間で言えば6時ですけども、この放送はやめていただいております。ですから、室積、光井地区に流れるのは防災行政無線からのミュージックチャイムしか流れておりませ

ん。

今後、一部運用の地域を広げていくわけですが、公民館からの時報につきましてどうするかというのは、関係者の皆様とよく協議して決めていきたいと思っております。

私どもの思いとすれば、できれば夕方に鳴らしている時報につきましては屋外拡声子局を利用させていただいて、各公民館から流れていたものについては中止をしていただきたいという思いはあります。

○中本委員

わかりました。現状は、室積は今放送を公民館はやめているという状況でありまして、市民が勘違いをする場合がある、結構あるのかなど、当初そのあたりはちゃんと徹底しないと、勘違いされても困りますので、その辺は各横のつながりをもってよく打ち合わせをしながら、今後のことについては考えていただきたいと思います。

例えば三島公民館の場合は、非常に歴史があるサイレンです。国の指定文化財になっている賀茂神社の朝鮮鐘を音を録音して、それをアレンジして公民館の範囲内で流していると、そんな歴史がある通報システムでありますので、この成り行きは地区のいろんな要望等を含めて、こういう形で予算もかなり投入して、そういう施設を使って、今は賀茂神社の朝鮮鐘の鳴る音で時報を聞けるというような格好になっていきますので、もし、それがなくなるちゅうことになると、あるいは地域の特性、特色もなくなってしまうんじゃないかというような恐れもありますので、そのあたりはちょっと慎重に所管のほうとお話しをしていただきますように、お願いをしておきます。

○森戸委員

AEDについて、ちょっとお尋ねをいたします。AED自体がどのくらい利用があったのか、それでどういうところに設置をされているのか、設置基準等そういうものがあればお知らせをいただきたいと思います。

○赤星消防担当課長

AEDの設置基準と利用実績についての御質問ですが、設置基準としましては、厚生労働省がAEDの効果的かつ効率的な設置に向けた指針として、AEDの適正配置に関するガイドラインというのを公表しております。

ガイドラインには、AEDの設置場所として人口密度が高い場所や、多くの人が出入りする場所などが推奨されており、具体例としましては駅や学校、スポーツ施設、スーパー、市役所、公民館、福祉施設、遊技場、ホテル等が示さ

れております。

次に、光市内におけるAEDの利用の件でございますが、平成24年度に1件、1人、平成25年度に4件、4人で、そのうち1人に除細動が実施されております。

○森戸委員

はい、わかりました。そのガイドラインに従うと、市内のAEDの数というのはどうなのでしょう。適正なのでしょう。生き目の行くところにきちんと行き渡っているのか、その辺のチェックはどのようにされていますでしょうか。

○赤星消防担当課長

議員お尋ねの設置箇所でございますが、これが管理しております担当部局がさまざまございまして、国の報告、県の報告、いろいろございまして所管がはっきりしておりませんので、消防がつかんでおりますのは、AED救急ステーションというところに設置している4箇所のみで、私どもが把握しておりますのは、県のホームページ等々で約100件ぐらいじゃないかと思っております。

○森戸委員

その100件なんですが、その100件は先ほどのガイドラインに従うと、今の数で生き目が行っているのかどうか、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

○赤星消防担当課長

生き目といいますか、なかなか全てが全て必要な場所に設置されているかというのは、企業等を含めて把握できていない部分がございますので、なかなかお答えすることができないところもございますが、公共機関等につきましてはかなり充足していると思っております。

○森戸委員

わかりました。ちなみに、このAED市内であればどこに設置してありますよというような表示、それはどこかでわかります。

○赤星消防担当課長

なかなか全国的にはいろいろなホームページ等々でお示されたものもありますが、それも先ほど申しましたように所管が別々でございますので、精度が

高いものではないと思っております。

○森戸委員

わかりました。きのうも政策企画のところでも質問をしたのですが、オープンデータということで市が持っているいろんな統計情報とか、市が持っている情報を民間の企業が2次利用をしやすいようにしましょうという、市が持っているデータをもっとオープンにしましょうという提案をしておりますので、ぜひそういったAEDがどういうふう役に立つのか、その情報を載せることで役に立つのかわかりませんが、まさかのためのときにそれがあって助かったという形に、消防だけじゃなくて民間企業がそのデータを確保することでつながっていくような流れになればいいと思いますので、ぜひ積極的に2次利用ができるような情報の上げ方を、政策企画とぜひ御相談をいただけたらと思います。

一つ、利用実績を聞くと24年が1件と25年が4件ということで、そのうち実際に除細動、使われたというのが1件ということでしたので、これも市内でいろいろなところでこの時期になると職員さんが出向かれて、実地の体験をやられますのですが、各いろいろな自治体を見ていくと、例えば横浜市等では救急措置アプリというのを導入しております、これ、いざというときのために動画や静止画で使い方を簡単にわかるような仕組みを導入しております。

最近、スマホとかタブレットが普及をしておりますので、単純に言うと再生すればどういう使い方かすぐわかるというようなもので、そういうアプリを無料で提供している自治体が数多くあるのですが、そういった取り組みについてはやっぴらっしゃるのか、やっていないのか、その辺のところをまずお尋ねをしたいと思います。

○赤星消防担当課長

光地区消防組合ではアプリケーションの御提供はしておりません。先ほど議員申されました横浜消防局のアプリケーションにつきましては、iPhoneやスマートフォンのアプリケーションで誰でも無料でダウンロードができ、非常に内容的にもいいものであり、現場での活用にも有効なものと認識しております。

○森戸委員

はい、わかりました。動画の部分で見られるというのは最近非常に簡単な仕組みでできると思いますので、訓練を受けても相当期間受けていないというケースも、例えば学校の役員とか外れると受けていないケースがありますので、ぜひAEDの網の目を広げることと、いざというときに使えるような仕

組みを構築していただきたいと思います。それと、今度は総務のほうにまいます。

市役所の駐車場について、お尋ねをいたします。現在、市民を含めて不特定多数の方がとめられる駐車場、この本庁で構わないのですが、どのくらいあるのでしょうか。

○太田総務課長

お尋ねの本庁舎の来客用の駐車場の台数でございますけれども、障害者優先の4台を含めまして、全部で77台となっております。

○森戸委員

この77台が多いのか少ないのか、何とも言えないのですけれども、専決処分も含めていろんなこと、この本庁の駐車場で事故が毎年多発というまでどうかわかりませんが、一つは狭いというのがあるのじゃないかと思うのですが。その辺のところは、事故を防ぐという取り組みの観点から、どのようにお考えになりますか。駐車場自体、足りているのは足りているで構いませんし、その辺のところをちょっと。

○太田総務課長

駐車場のスペースの御質問でございます。駐車場につきましては、平成22年度に来客用駐車場の区画線等の設置工事を行いまして、1台当たりの枠の拡大や、あと矢印による誘導線の施工を行ってございまして、安全対策に努めているところでございます。

○森戸委員

そうだったのですね。その22年のときに、じゃ、スペースが広がったのですかね。ちょっとその辺のところをどのくらい広がったのか。

○太田総務課長

どのくらい広がったという御質問ですが、サイズに関しましては、今手元に資料がございませんのでちょっとわかりかねますが、22年度当時には枠の拡大と、あと誘導線を施工しているという状況でございます。

○森戸委員

はい、わかりました。一つはスペースが狭いのかなというところに原因を求めたのですけれども、まあ、まあ、今ではどうなのかどうかは何とも、私は

狭いように思いますので、ぜひもう一回適正なのかどうかを含めて御検討いただきたいと思います。

それと、行政ではさまざまな公文書があって、公文書はどのように管理をされているのか。保存期間が満了した公文書はどのように管理されているのかお尋ねをいたします。

○太田総務課長

公文書の管理についての御質問でございます。

まず、公文書の管理につきましては、光市文書取扱規程がございまして、これに基づき、整理、分類し会計年度、あるいは暦年ごとにファイリングをして管理をしております。それぞれに1年、5年、10年、あるいは永年保存と保存期間を定めておまして、期間が満了するまで書庫において保存しているという状況でございます。

保存期間が満了した文書につきましては、廃棄をしておりますけれども、保存が必要であると認められるものにつきましては、また保存期間を定めて保存をしております。

廃棄については、文書の中に個人のプライバシーや個人情報等が入っておりますので、裁断または焼却によって廃棄処理をしております。

○森戸委員

わかりました。一つは公共施設のマネージメントで見ても、本庁自体が地下ですけれども、満杯だというようなことが書かれておりました。そういった管理する場所、その辺はどうなのですかね。足りるのですか、今後。

○太田総務課長

今後、足りていくのかということでございます。ちなみに今、本庁におきましては8カ所書庫がございしますが、それ以外にも、あいぱ一く、大和支所、教育委員会等々書庫はあるわけでございますが、先ほど申しましたように、保存期間が満了したものにつきましては適切に廃棄していくということと、大和支所にかなりの文書を一時保管してあったわけですが、これにつきましては年度ごとの整理により、今はかなりスペースが空いている状況にはございます。

○森戸委員

はい、わかりました。それと、いろんな所管でたくさんのお金をかけて、例えば観光のパンフレットであったりとか、いろんなマップであったりとか、その文書の管理する規定に載るかどうかわかりませんが、いろんなものが

作成をされています。そういったものは保存はきちんとされていかれる流れにあるのでしょうか。

私は、そういうものは非常に市の財産になるのではないかと思いますので、引き継いでいくものになるんじゃないかと思いますが、確認だけさせていただきます。

○太田総務課長

パンフレットあるいは作成した冊子等、これにつきましては確かに重要なものがございますので、当然そうしたものは適切に保管していく必要があると考えております。しかしながら、使用されなくなった、あるいは改定をされて新しいものが作成をされたものなどは、資料として一部を保管する必要はございますけれども、やはり必要に応じた処分も必要ではないかと考えております。

○森戸委員

わかりました。次にいきます。来年統一地方選挙がございます。選管にちょっとお尋ねをいたします。ネット関係の選挙の方式というものがいろいろと法律が変わって、整備をされてきたのですが、そういったネット関連選挙の周知はどのように、今後考えていかれるのかお尋ねをいたします。

○西村選挙管理委員会事務局長

来年の4月に県議選があるのですけれども、これは昨年4月に公職選挙法が改正され、7月の参議院議員通常選挙以降の国政選挙及び地方選挙について、インターネットを利用して選挙運動ができるようになったということです。

市の選挙管理委員会といたしましては、インターネットによる投票であれば、まあ、二十歳以上のほとんどの市民が対象になりますから、これは積極的な周知が必要かと思っておりますけれども、インターネットによる選挙運動、これが解禁ということでございますので、主に公職の候補者等が対象になりますので、立候補予定者説明会等で触れるべきかと考えています。

また、市民に対しては、再来年の市長、市議選の前にインターネット選挙運動についてお知らせしていくことを検討していくべきなのかなと考えております。

○森戸委員

了解いたしました。実はフェイスブックとかいろいろ見ていて、結構危ないなと思えるものがたくさんありますので、これからだろうと思っておりますので、ぜひネット関連の選挙文化を定着させていっていただきたいなと思っております。

最後の質問をいたします。

地方紙に近年の県内の選挙の開票作業時間というものが出ておりました。光の場合は、上から3番目の3時間50分かかっていたというような結果が出ておりました。柳井や下松の市議選では、1時間50分程度で開票作業が終了しております。このことについては、どのように考えるのかお尋ねをいたしたいと思っております。

それと、資料としてありますので、ぜひ配付をお願いできればと思います。

○委員長

この際御報告します。森戸委員の質疑に対し、新聞資料の掲示を許可しましたので、御了承願います。資料をお配りしますので、着座のまま暫時休憩いたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

質問をしてしまいましたが、このことについてはどのようにお考えになれるか、もう一度お尋ねをいたします。

○西村選挙管理委員会事務局長

柳井や下松の市議選と比べて、本市の市議選の開票作業に時間がかかり過ぎているのではないかと御指摘でございますが、これは本市の場合、市議選と同時に市長選挙も行われるため、開票時間が長くかかっているわけで、先に確定します市長選挙であれば、光市本市で平成20年が1時間40分、平成24年が2時間となっております、

最近10年間に執行された選挙で、柳井市の平成21年の市長選挙が2時間、下松市の平成16年の市長選挙が2時間10分と比べ、それほど差がないものと考えております。ほかの年は、下松市、柳井市、無投票でございました。

それと、本市と同様に市長、市議の同日選挙はこちらの表で、新聞記事でございますが、12年の4月、美祢市というのがございます。これが3時間15分で、光市と同様に同日選挙、市長と市議の同日選挙をやっておるのですが、光市のほうが35分時間を多く要しておるわけでございます。これも、投票総数が美祢市の1万8,084票に対し、本市が2万9,096票と1万1,000票余り多いためだと考えております。

いずれにしても、開票作業の効率化については、職員体制の確立、機材等の充実など検討し、開票時間を短縮して選挙結果をより速く有権者の皆様に

知らせること、それと、従事する職員の負担を軽減すること、それに伴い経費を削減すること等あわせて、より正確な判断を目指してまいりたいと考えております。

○森戸委員

よろしく願いをいたします。一つはこれだけ出ると、いや、私もそうだろうと思ったのですけれど、ぜひそうだったとしたら、市長選挙も入っているというようなことを新聞社にもお伝えいただきたいというのが一つなのですけど。

それと、業務としてこの最後のほうにもありますけれど、そういった日ごろから訓練をして時間短縮に努めていくというようなこともされておられるのですか。

○西村選挙管理委員会事務局長

日ごろからの訓練ということですが、これは選挙ごとに、書かれている文字自体が変わって来ます。例えば不在者投票なんか、私どもが目にするのにそこには投票者、投票される方が名前を書かれるのですが、これは本人がどうい人だというのがわかっているのですが、どうしても読めないという方もいらっしゃいます。当然、中身ももうそれで、これは読めないだろうなどは思いますけども、これらも同じように票に入っていくということで、その時々によっていろんな文字も書かれますし、なかなかその辺で訓練というのが非常に難しいのかなというふうに考えております。

○森戸委員

はい、わかりました。確定する時間も含めて人件費でも大きな額が使われていくと思いますので、迅速性と確実性という点を求めていっていただきたいと思います。

○木村（信）委員

今、選挙のことについて同僚委員の質問があったのですが、私も以前から何度かこの件について質問したことがあるのですが、迅速さとともに正確さがまず必要だということは、常にお答えをいただいております。さまざまな問題がある、人件費もあれば時間のこと、住民サービス、いろんな部分で開票作業は大変なところがあると思いますが、光は同日選挙ですから市長と議員、これがありまして、市長がまず開票が終わった後に議会の開票、まあ、同時並行にも進んでいるのでしようけれど、1系列でやっていらっしゃるんではないか、あれ、2系列ですることはできないかというふうに、前、そういった御努力がで

きないかという質問をしたことがあったのですが、その辺はいかがでしょうか。

○西村選挙管理委員会事務局長

1系列で今やっておるのではないかということですが、これは開披と点検、審査については選挙ごとになるので、これを2系列でやります。計数下計算、得票については今、1系列ということですが、これを2系列して倍、要するに人員もふやしてということになるかと思うのですが、そうした場合に早くなるのか、あるいはお金のほうがかかりすぎるかというのは、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○木村（信）委員

これ随分前から検討していただいているのですが、まだ検討段階ですか。

○西村選挙管理委員会事務局長

大変申しわけないです。私もまだちょっと昨年の4月に局長になったばかりで、前は、昨年度3回選挙を行ったのですが、前の担当あるいは局長なりに聞いて、工夫してやっていただいておりますので、私のほうから、いや、ここをこうしろというところまでは、まだ至っておりません。

○木村（信）委員

今、御努力をされていると、検討されているということを伺いましたので、これも一つの住民サービスだと思います。それは費用対効果でどちらがいいのか悪いのか、そういったところもしっかりとお示しをいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○磯部委員

防災行政無線の整備で試験的な放送も今行われているという中で、1点確認をしておきたいと思います。

以前、戸別受信機に関する質問等をしたことがあると思うのですが、お答えの中では公共施設77カ所でしたでしょうか、そこには戸別受信機が設置されるというふうな御回答だったと思うのですが、まずそこを確認させてください。

○小田防災危機管理課長

市が管理をしております施設、公共施設には全て設置をしてみたいと思

っております。

○磯部委員

試験放送のときにたまたま夕方6時に自宅におりまして、心地いい音楽が6時に鳴ってまいりまして、非常に耳触りではなく、そういうふうに思いました。そのときに、やはり年寄り世帯、どうしても今窓を閉めきったり、そういうときに鳴ったときに、きっと聞こえにくくなるだろうなというのを危惧いたしました。そのときは試験放送なので中の状況であったというふうに、今説明があったと思いますが、緊急のときはもう大きい大の音量ということで、その小、中、大とその用途に合わせて音量を調整されるということを確認いたしましたので、それも理解いたしました。

今後、この戸別受信機に関しての戸別の助成なり、そういう単身とか必要なところ、個人のお宅ですけれども、そこに対する検討課題ということで、以前お答えがあったと思いますが、そのあたりに関する御協議、今後の考え方というのは少し変わられたのかどうか、そのあたりだけでも確認をしておきたいと思えます。

○小田防災危機管理課長

防災行政無線は、平成27年4月に全部の運用を開始しますが、音の状況をまず確認をしていただきたいと思えます。戸別受信機に関しましては、大変有効な手段だということは認識しております。ただ、各家庭に整備をしていくということになれば、相当のお金が必要になってまいります。それでは、どういう制度が適切なのか、あるいはアナログ式の防災ラジオであれば相当安価に購入ができるわけですが、防災ラジオを製作しているメーカーではデジタルに対応したものも開発をしていると聞いており、これが発売されればもっと安価な方法で防災行政無線が受信できるのではないかと考えています。

将来的なことをどうするかというのは、なかなかお答えできませんが、技術自体、日進月歩進んでおりますので、そういうのにも期待したいですし、ある程度助成制度をどうするかというの、運用開始後検討していく課題と考えています。

○磯部委員

さまざまなことを視野に入れて検討していただいているということで、現状では十分理解しております。今後、緊急の防災メールとかそういうものに加わってなっている市民の方が、意外と少ないということ、前聞いたことがあります。戸別受信機ということも大切なことだとは思いますが、これを検

討しつつも、やはり市が今公表している防災行政無線ではなくて、メールで送信する。緊急のそういった防災メール、このあたりの加入率というのが非常に少なかったと思いますので、私たちも含めていろいろ周知徹底していかなければならないことなのかなと思います。このあたりのことについては加入に対して、全くお金がかかるわけではないですから、ホームページ上で簡単にそこを登録することもできるようになっておりますけれども、このあたりについて工夫は今後、どのようになさるのでしょう。

○小田防災危機管理課長

私ども出前講座でありますとか、色々な集まりに呼んでいただいております。そのときには必ず、メール配信サービスは有効な手段であるので、ぜひとも登録をお願いしたいという呼びかけは都度都度さしていただいております。

御紹介いただきましたように、私どものホームページのほうからもメール配信サービスの周知ということで、リンクをするようにはしております。

登録の方法が少しややこしく、自分の暗証番号がわからないとできないとかありますので、そういった場合には携帯会社に行って、ぜひ登録してくださいということは御紹介させていただいておりますが、登録は進まないというのは現状ではあります。

○磯部委員

わかりました。そのあたりのことも含めて、うまいぐあいにこれが広がっていけるようなことも考えて、私たちも考えていきたいと思っております。

今後ともよろしくお願いします。

○森重委員

総務に2点お聞きいたします。

まず、10周年記念事業をお聞きいたします。

今回3本立てで、市の実施事業、市民実行委員会の事業、また、市内企業・商店街さんなどの協賛事業と、3本立てで進んでおりますけれども、ちょっと市内企業・商店街などとの協賛事業の進捗状況といたしますか、これはなかなか表に見えておりませんので、どのような状況になっているのか、1点まずお尋ねをいたします。

○太田総務課長

10周年事業の協賛事業のお尋ねでございます。

協賛事業につきましては、今現在14件の申請が出ておりまして、冠山総合公

園で行われました「あさみちゆき ばら祭コンサート」を始めとして、市民ホールで行われる「第29回市民コンサート」、大和総合運動公園での「スポーツフェスタ in 光」、あるいはまた、市内各地で行われる「チャレンジウオーキング」、ほかにも市民ミュージカル、キッズ展など、さまざまな分野におきまして現在14の事業が10周年を祝うために協賛事業としてご協力をいただくことになっております。

○森重委員

14件の申請があったということを今お聞きいたしましたけども、のぼり旗等もかなりそういう中では使用されて、限りがあるのでなくなってしまえばそれまでという話だったと思うんですけども、のぼり旗なんかも市役所の入り口に掲げられておりますけども、その活用状況等はいかがでしょうか。

○太田総務課長

のぼり旗の活用状況でございます。

委員さんから御紹介ございましたように、本庁舎1階ロビー、あるいは庁舎前国道188号沿いにのぼりを設置しております。

全部で150本を製作しておりますが、その設置状況につきましては、先ほど申しました本庁舎、あいぱーく、教育委員会などを含め、公共施設23カ所に現在82本を設置しております。

のぼりの活用につきましては、貸し出しも行っておりまして、先ほど若干説明いたしました協賛事業についても10周年の冠の使用とともに、のぼりの貸し出しも行うこととしております。

そのほかにも、のぼりの活用としましては、市のほうでさまざまな事業を実施していきますので、積極的な活用をお願いしているところでございます。

○森重委員

全部で150本ということで、公共関係に82本ということですから、結構10本ぐらいの旗でも余り目立たないというか、これ本当に少ないなという感じが今いたしましたけども。

1つのイベントや行事が終わりましたら、そこで活用したのぼり旗は、また次のものに活用するというふうに循環させていらっしゃるのだと思いますけども、ことし1年間の当市での行事でございますので、しっかりこういう旗も活用していただいて、しっかり自然体で協賛事業として盛り上げていただくように、今後ともよろしく願いをいたします。

次に、第2期の市民サービス向上チームです。

今回接遇能力の向上をテーマに、女性を中心に女性職員さんで結成をされておりますけども、なかなか27年の3月までということで、いろいろお忙しい中をどのような今状況でさまざまなテーマに取り組んでおられるのか、ちょっと進捗状況だけをお聞きしておきたいと思います。

○太田総務課長

第2期市民サービス向上推進チーム、いわゆるチームなでしこと呼んでおりますけども、これにつきましては、職員の行動指針の作成、接遇マニュアルの改定、効果的・効率的に市民サービスを提供するための改善事業、この3つを中心に取り組んでおります。

このチームは昨年12月に発足したわけでございますけども、その後、3月までは毎月さまざまな活動を継続していましたが、やはり新年度に入りまして、人事異動、あるいは年度初めにどうしてもさまざまな業務が集中してしまうということがあり、開催をすることができませんでした。その間にも行動指針の案を練っておりました。7月の上旬には会議を開催し、また協議を進めることとしております。

この四、五、六月は進まなかったわけですけども、今後につきましては月最低1回の会議を開催しまして、先ほど説明いたしました3つの取り組みの推進に努めてまいりたいと考えております。

○森重委員

大変お忙しい中でこういうふうなチームを持っておられるわけですけども、女性力といいますか、やはり大いに今後さまざまな、特に接遇面もですけど、いろんな意味でやはり公共の場での女性の視点というものが問われてくると思いますし、会合で持つといいましても、案を持ち寄ったりアイデアを持ち寄ったり、今後どのような策を講じていこうかということで大変御苦労をなさっていると思いますけども、ぜひ新たにこういう挑戦をされまして、やっぱり県内でも珍しい女性だけのこういうチームでございますので、しっかり27年3月まで支えながら、お力添えもいただきながら、素晴らしい成果が上がりますようによろしくお願ひしたいと思います。

○四浦委員

一般質問でこの1年間見ても幾人かの議員が取り上げてきた人事評価制度についてです。

いよいよ来年度から昇給に反映をさせると、今まで試行ということだったようですが、最初にこの問題をお尋ねするのに、これまでの、平成22年度からっ

ていいますと結構な年数をかけておられるから、苦勞話を含めて概括をしていただければと思います。

○太田総務課長

人事評価制度の質問でございます。

ただいま委員御紹介のとおり、平成22年度からこの人事評価に取り組んでおります。

この間に、さまざまな視点から一部変更も加えております。一例としまして、評価項目が22年当初は係長以上が16項目、主査級以下が13項目ございましたが、1つの行動で重複した評価がされるというような議論もありまして、精査した上で、係長以上が12項目、主査以下が9項目と変更しております。

また、22年度につきましては評価項目の中に地域活動という項目がございましたけども、これは人事評価とは直接関係ないのではないかとの議論の中で、削除をしております。22年度は職員との面談を任意としておりましたけども、23年度からはこれを必須にしております。また、25年度からはその能力評価を職員のほうに開示をすることもしております。

○四浦委員

確かに仕事のこなしぐあいだとか、あるいはその人の持っている能力がどれぐらい発揮されているとか、成果がどうかというふうなことは、やりたいと思いますよ。思いますと同時に、弊害も結構これは出てくる問題で、全国的には余りこの制度を導入している自治体がそう多数ではなかったというふうに私は記憶しているのですが、そこらはいかがですか。調査したことがありますか。

○太田総務課長

県内の人事評価制度の状況でお答えさせていただきますと、人事評価制度につきましては全市が取り組んでいるわけですけども、給与の反映という点で紹介させていただきますと、今現在3市のみというような状況でございます。

○四浦委員

聞いてみるものだなと、こう思いましたが、給与の反映以外ということになると、この人事評価制度はどういうところに反映しておりますか。

○太田総務課長

勤勉手当ということでございます。

○四浦委員

項目数が結構さっき紹介されましたが、16項目、13項目というふうなことで、地方自治法の目的にあるいわゆる地方自治体の職員の構えとといいますか、これは市長なんかもよく言うし、光市の方針の中にある「市民こそ主権者」っていいですか、そういう文言だったかなって記憶しとるのですが、そういう点で、その項目の中に「市民にどういう奉仕をしたか」、あるいは「市民に対する苦難の軽減に、どういう役割を果たしたか」そういう項目がありましたか。

○太田総務課長

評価項目のお尋ねでございます。

市民に対してというところのお尋ねでございますけども、やはりそれぞれの業務、仕事に関する能力というのが、それがすなわち市民対応に反映される能力だと考えております。

その中で項目として1部を御紹介いたしますと、責任感であったり、積極性、向上性、あるいは、接遇能力、市民目線、折衝能力、というものがございます。

○四浦委員

私がなぜそういう問いかけ方をするかっていえば、先行したこの人事評価制度を導入したところの中に、結構つまづいたり、潰れかけたりというようなものがあるのです。

それはどういうところから来ているかといいますと、評価する側の上司の判断が大事なところで、上向きになる。つまり、全体の奉仕者という地方公務員の大事な役割が脇に置かれて、市民サービスより上司の目の色を伺うというケースがある。

これは地方公務員に限らないです。民間などでも類似の制度があったときには往々にして出てくるわけでありますが、これは御承知だと思いますが、そういう点を乗り越えていくためにはどういう議論をし、さっき途中で「制度の変更も加え」という文言が最初にあったと思いますが、どういう形で、今、見直しなどがやられておりますか。

○太田総務課長

職員のほうが市民目線ではなく上司のほうに向かった仕事の取り組みになってしまうのではないかといたった点につきましてお答えさせていただきます。先ほど申しました責任感や協調性、あるいは、接遇能力、市民目線、こういったものは基本的には市民に向けた業務に対する能力でございますので、こうした評価につきましては上司への目線というのではなく、やはり市民に対してど

うであったかというような形で評価されるべき項目でありますし、評価者もそのような観点で評価しているものと認識しております。

○四浦委員

私が危惧をするのは、私が問いかけてから市民方針の立場は当然というような言い方をされて、最初のお話の中にはそういう説明は全くなかったから、やっぱり気になるのです。

その点で、今の質問の中にお答えをいただいとらんですが、期間が経っているから、試行していますから、その間にそういう手直しはやられたかどうかということをお聞きしているのですが、いかがですか。

○太田総務課長

手直しにつきましては先ほども説明したところでございますが、それ以外にも、例えば、現場職員向けに知識・技能の項目に安全管理能力というものも追加しておりますし、あるいは、課長級、係長級、主査級などの職位ごとに評価する際の着眼点というものも新たに設定しまして、適切な評価ができるように努力をしているところでございます。

○四浦委員

ちょっと私はわからんから聞くんですが、こだわるようですが、市民の奉仕者だとか市民サービスだとか、そういう文言が人事評価制度の、これは何ですか、条例になっているのか、要綱になっているのか、私よくわかりませんが、文書になっておると思いますが、その中にはありますか、そういう項目は。文言が。

○中村総務部長

先ほどから四浦委員さんいろいろと人事評価についてお問い合わせをされておりますが、人事評価制度というのはそもそも職員の意識改革の成長であったり、それから、組織全体の風土の改善、要は人材育成、これをそもそもは目指したものでございます。そういった人材育成を目指す1つのツールとして人事評価というものが今存在をしております。

それと、あわせて申しますと、これは国においては平成22年と記憶しておりますが、このころからもう既に本格実施をされております。地方公務員はどうかと申しますと、その国の制度の活用をしてきたところでございますけれども、平成26年4月25日になるかと思っておりますが、地方公務員法の改正が可決、成立をいたしました。この中に人事評価制度というものが明確に謳われております。

公布をされて2年以内に施行ということが決められておりますので、こうした動きに基づいて地方公務員も法にのっとって全ての自治体において人事評価制度を取り組んでいかなければならないと、今そういった状況でございます。

○四浦委員

国が指針を示したり、あるいは、今の部長の答弁によるとほかがやっている、流行っているからうちもやるのだ、何が悪いのだと、こういうふうに分かちまして、ちょっと反発もしようなるのですが、それはともかくとして、いずれにしても最初に言うたように、これはやっぱり弊害を生む制度でもあるんです。

我々はどうですか、市の管理職も神様じゃありませんから書いたとおりにやれるというわけにもいかない。そうすると、一般の職員が、一番の弊害はそれなのです、上司の顔色を見つめて、市民の側に目が向かないようになる危険を持っている。これは国会の議論の中でもそういうことがやられているし、多くの地方議会でそのことが指摘をされ、当局の側もそれについてはそういう弊害を並行して出てくるということは認められているところなのです。

だから、部長の今のお話にはそのことをふれないで、よそがやっているからと、こういうふうな話だったり、指針が示されたからと、こういうふうな話だと、ますます不安になるじゃないですか。いかがでございますか。

○中村総務部長

確かに、これまでは、よそがやっている、国の指針に基づく、あるいは、国家公務員のそういった制度に基づくものでやっておりました。それは先ほど説明しました。

今後は、先ほども申しましたように法律でもってこれをやりなさいというふうに規定をされ、法律の中に謳われたということでございますので、これはもうやらざるを得ないことになってくるということでございます。

○四浦委員

いや、だから、そういうふうにやらざるを得ないからやるというだけではなくて、やり方については非常に慎重に手を入れていくということが大切だと、私が言っているのだけれども。それに対して答えとらない、いやいや、いいです。答えます。

○中村総務部長

委員さんのお尋ねですが、これまでも制度、先ほど課長も説明しましたが、いろんな見直しも行い、そして、評価者に対する研修、業者の講師を招いたり

しまして、積み重ねてやってきております。このあたりで職員の意識も、人事評価というのはこんなもんだというふうにとんどん変わってきているのではないかと考えております。

○四浦委員

ちょっとそもそも制度の仕組みについて少し課長のほうにこれはお尋ねしますが、先ほどお聞きしますと光市は相当前のめりになっているということを感じました。それは県内13市の中で給与を反映させると、この人事評価制度が。光市を含めて3市というふうに受けとめました。それでいいですか。

○太田総務課長

昇給が3市で勤勉手当が3市でございます。

○四浦委員

光市の場合は来年度から試行から実際に昇給に反映をさせるということなのですが、それはどういう形になりますか。

○太田総務課長

内容につきましては能力評価の中で評価をいたしまして、今案として持つておるのが、昇給がないもの、あるいは2号給の昇給、あるいは、4号給の昇給という形の中で運用していこうと考えております。

○四浦委員

平均どころで、「ないもの」というのは非常にわかりやすいです。2号給というのと4号給というのを示されましたが、6号給というのもなかったですか。いかがですか。

○太田総務課長

標準で上がっていくのが4号給でございますので、それ以上の昇給ということではいいかと、言葉としては5号給以上といった言葉になろうかと思えます。以上でございます。

○四浦委員

副町長は私が質問したら笑いよったけど、将来的に、それでわかりました。結構な差があると思いますが、金額にしたら、上がらないゼロと、それと上がる、4号給でいいでしょう、あるいは5号給、どれぐらいの。平均どころでい

いです。どれぐらいの差があるのですか。

○中村総務部長

上がる幅、昇給間差のことだろうと思います。給料表の構造上、4号給でもって5,000円から6,000円昇給する場合もございますし、間差が少ないところでいえば3,000円ぐらいのところもございますので、平均どころと申しましてもなかなか幾らというのがちょっと申しづらいところがございます。

○四浦委員

おおよそでよろしゅうございます。

委員長とお約束した時間が迫ってきましたから、大方締めをしたいと思うのですが、ちょっと角度を変えまして、年次有給休暇取得率が、前年度で見たほうがいいでしょう、いかほどになっているか尋ねします。

○太田総務課長

年休の取得日数でございますが、今手元に詳細なものはないですが、9日程度と記憶しております。

○四浦委員

これは管理職と一般職員とでは差がありましたか。平均出しておられますか。

○太田総務課長

申しわけございません。手元に資料がございませんのでそのあたりはわかりませんが、先ほど申しましたように全体でいいますと9日程度というふうに記憶しております。

○四浦委員

その9日程度というのは、山口県13市の中では比較をされているかと思いますが、何番目ですか。

○太田総務課長

手元に資料がございませんので、今ここでお答えすることができません。申しわけございません。

○四浦委員

私が新聞紙上で見た限りにおいては、いわゆる消化率の悪いほうから2番目

だというふうに見ておりましたか。これは市の行政のほうに確かめないといけないと思うのです。

またわかったら教えてください。私が言っているのが当たっているかどうか。そういうふうな傾向もあります。

もう1つだけじゃあお尋ねします。長期休職者数の推移と、それから、そのうちの精神疾患者職員数、これは推移などで説明できる範囲でいかがでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○四浦委員

長期の休業者、病休者、そのうちの精神疾患者数の現数、その推移、そのことをさっき大方お尋ねしたところに休憩宣言が入りましたから、重ねて言っておきましょう。お尋ねします。

○太田総務課長

長期休暇の数でございます。平成25年度の病気休暇、休職に関するものでいきますと、25年度におきましては全体で20名、そのうちメンタル的な者が6名、身体が13名、出産に関するつわりが1名ということで、20名となっております。

また、24年度につきましては、同様に16人おりまして、メンタルが4人、身体が8人、つわりが4人となっております。

○四浦委員

たった2年間で、ちょっと推移というようなことが言えないのですが、いわゆる精神疾患で長期休業をする職員というのが増えているのでしょうか。どうでしょうか。

○太田総務課長

精神疾患の職員がふえているかどうかの御質問でございますが、手元にはこの2年分しかございませんので明らかなことは申すことができませんが、全国的な傾向といたしまして公務員は精神疾患の者が増加していると聞いております。

○四浦委員

教育委員会とのやり取りの中でも、全国のデータ言いました。ちょっと紹介しますと、最近の10年間で約2.8倍、精神疾患による、これは小中学校の公立の

先生方ですよ、そういうふうなデータ出されておりますが、光市役所における職員も、この間ずっと大方減り続けてきておりまして、一人一人の業務に対する過重度というのはきつくなってきているというふうなことで、私は成果主義だとか人事評価制度を全面的に否定するものではありませんが、やり方については非常に慎重にやっていかなければならないということ。そして、来年度からいわゆる試行から昇格に反映させるというような方針が出されていますだけに、今の時期は非常に大事であるということを強調したいし、これからもこれを見つめていきたいというふうに思います。

最後に言いますが、ちょっと休憩を挟んだですから、年休についてはわかりますか。

○太田総務課長

年休の取得状況について御報告させていただきます。

24年の1月1日から12月31日の間でお答えさせていただきますと、先ほど光市が約9日と申しましたけども、平均取得日数は8.9日となっております。これにつきましては、13市中12番といった結果となっております。

○四浦委員

終わろうと思うんですが、12番と言うのはいいほうからですか、悪いほうからですか。

○太田総務課長

失礼いたしました。上から12番ということでございます。

○四浦委員

具体的にいきましょう。消化率が低いほうから2番目なのですか。それとも、消化率が……。教えてください。

○太田総務課長

消化率が低いほうからでございます。

○委員長

今のは、消化率、悪いほうからということですね。はい、よろしいです。

○四浦委員

悪いのです。こういう点も改善をしながら、先ほど言いましたようにこの人

事評価制度ちゅうのは非常に慎重に扱うていただきたいということを重ねて強調しまして、私のほうは終わります。